

戦後権利闘争と労働法学の課題

——労働法学はいかにあるべきか・I



沼田 稻次郎／都立大学総長

横井 芳弘／中央大学教授

片岡 昇／京都大学教授

本多 淳亮／大阪市大教授

中山 和久／早稲田大学教授

榑井 常喜／都立大学教授

(報告) 片岡 昇 (司会) 中山和久

経済基調の変容は組合運動・労使関係のあり様や見通しをめぐっていくつもの反省的批判的論議を呼びおこした。それは運動論次元から労働問題・労使関係を直接の研究対象とする研究者・専門家のあれこれの方法的論議や姿勢論にまで及んだ。「組合運動と労働法学」の領域もまた例外でない。スト権ストを転機とした経済学者の「労働法学(者)批判」なるものも出現している。

「平穏」の時代を過ぎ反動期の到来をおもわせる最近の政治現象は、民主主義闘争・組合運動の現在と明日が一段と険しいものになるであろうことを暗示する。イデオロギー闘争の比重をいよいよ重くしている。労働運動の発展こそ自己の理論基盤とする労働法——わけても権利闘争論を学問の一環とするそれは、この時期に何を確認し総括し目前の課題に取組んでゆけばよいのかへ労働法と権利闘争はいかにあるべきか——戦後三〇年を経て再び問う時機となった。

戦後の権利闘争と労働法学の課題

労働法学はいかにあるべきか

はじめに

——報告に対する若干の質疑

中山 これから片岡さんの報告を基礎にして討論していただくわけですが、まず報告に対する質問なり、意見がありましたら最初に出して置いて欲しいと思います。

「進歩的労働法学者」批判——
批判者の立場と価値観を問う

沼田 私は後で意見も述べるし、また意見をただしてみたいということもあるけれど、ここでもちょっときいてみたいのはね、労働法学者を「進歩的」といって批判する人たちは自分を反動的と考えているのか、自分を中立と考えているのか、中立とは何であるのか、そういうことを自覚された上で、他人に対して「進歩的」という規定を与えたのだらう

かね。その辺について、私は批判者の大論文についてはあまり読んでおりませんので、よく読まれた方から説明を受けたいと思っているところですが……。

横井 それに関連しまして、報告では「労働法学者の価値視点」というのがありましたね。価値視点のところで、たとえば民主化理念とか、生存権優位の理念ということあげられた。このことについてはもちろん異論はまったくないわけですが、他の領域からの批判の場合においては、もう一つ奥にある労働法学者自身の価値観というか、世界観というか、そうしたものに對して難癖をつけているのか、あるいはそれをもったく抜きにして議論をしているのか……。

片岡 その点は私も意識しているのです。多くの批判も、結局はそこ

へ向けられていると思います。

横井 とすると、批判者の側もそこまで下りて行かなければならないのではないかと。現象面だけとらえたらどんな批判でもできると思う。労働法学者は進歩的だともいえるだろうし、労働法学者は反動的だともいえる。

その場合に要請されるのは、沼田先生もいわれたように、批判者の側の態度自体いっただいどこにあるのかということでしょう。このことを明確にしたうえで批判でなければ実りのある論争は期待できないでしょう。下手をすれば、アゲ足とりの批判になりかねない。

さらに、批判するにしても、批判される側の客観化された主張なり結論がいかなる価値体系に基づくものであるかを明らかにする作業が先行しなければならぬのではないかと。

こうしたことは、研究者相互間で批判する場合のエチケットでもあると思うのです。

表われているものから、いったいその学者はどういう価値体系に基づいてやってきているのかということを確認にして、それに対して自己の価値観なり世界観を対応させる。さらには、これに基づく自己の学問体系を対応させていく。これが最小限のルールだと思います。

片岡 さきほどの私の報告は、批判者の側にある価値体系を私なりにとらえて、これに反論するという態度をとったつもりではありますが……。またそうしないとかみ合った議論になりえないでしょう。

・進歩的労働法学の学界
リードのゆえんを問う

沼田 もう一つ、「進歩的」とい



わけてたいへん光榮に存じますけれども、私もきつとその中に入っているのでしょうね。片岡報告を聞くと私も「進歩的」の側にいるようですね。そこでその進歩的なものの理論というのは、いまの報告にあるように学界をリードしてきたという評価をされているわけですが、もしそうだとすればそれはそれだけの理由があったと思う。

なぜリードしたか。これは、例のプロレーバー学者批判というやつ、このプロレーバー理論だというような言い方は高度成長以前から出ているのですが、高度成長期に出た批判というもの、考えてみれば戦後の労働法学界自体の中に内在していた理論でもあるわけです。そしてそれを民主陣営のなかでやったのが渡辺洋三君であり、しかも高度成長期であり、いろいろの条件の中で問題化した。それは少なくとも進歩陣営に意味を持った、と思うのですけれど、批判そのものはそれほど新しいものでもない。

「進歩的でない」というふうに仮りにいわれるなら、戦後そういう進歩的でないような学説もきつとあったのでしよう。にもかかわらずなぜ「進歩的」といわれる見解というも

のがリードしてきたのかといえば、客観的な条件がやはりあるだろうと思う。そのあたりをどうとらまえていますか……。

片岡 これは報告の第二の点で申し上げたことですが、関連して「リ

戦後労働法理論の性格をどう把えるか

中山 それでは片岡さんの報告に従って議論を始めていただきたいと思ひます。

最初の「戦後労働法理論の性格」について、片岡さんは、それが「国独資法論」あるいは「現代法論」と異なる性格を持っているということ、を、特徴としてあげられたわけですね。その「現代法論」と労働法理論の違いのいちばん根本のところ、実践と認識の結合の問題がある。これはいづれ渡辺批判として第二のところで問題になるわけですが、労働法学の性格づけにかかわる最も基本的な特質として位置づけられます。そこで、こうした労働法学の現代法理論とかかわり、実践と認識の結合といった問題から、議論をはじめ

「リードした」といえるかどうか、一つ問題であります。少なくとも私はリードしたと思います。で、そのリードした根拠とか、客観的な理由ですが、これについてはむしろここで諸先生方からご意見を承りたいと思

ていただきたいと思ひます。

1 日本の民主化課題とその担い手をどこに求めるか

——進歩的労働法学の基本性格を形づくったもの

▽日本の民主化課題とその担い手

沼田 私は三〇年間なにかと書いてあるので、もういまごろいうことではないのだけれど、ここであまりいまままで書かなかった角度から少しお話ししておくことにします。

戦後労働法学——わけても進歩的労働法学といわれるものの姿勢は、観照的ではなくて主体的であったということ、私はこれがずっと貫かれ

っております。

沼田 すると、それは意識的に問題として残したということですね。それならば結構です。一つの論点にいたしました。

たと思ひます。その主体的というのは、個人の主観的というような問題でいっているのではないのです。日本の民主化という一つの歴史的課題が戦後の日本民族に課せられていた。その担い手は勤労階層であった。そのころの勤労階層＝勤労大衆は、戦争被害者集団としての性格が非常に強い、そういう連帯性が強い、と思うのですけれど、それを代表していたのは組織労働者であったと思ひます。

つまり「労働者階級」といわれたものです。これも労働者階級概念自体が、戦後おそろしく広がるんですよ。実はその点の矛盾みたいなところもあるのですが、階級構造が戦前のように明確ではないのです。

ね。賃金プロレタリアートといわれた、つまり筋肉労働者を中心に考えていたイメージ、生産的労働者というものを考えていたイメージ、そういう労働者階級概念は崩れて官公吏も含むわけです。

それにもかかわらず日本で民主化をほんとうに担っていくとしたら、やはり労働者階級と、こう打ち出さねばその現実の主体が出てこなかったと思う。法社会学論争でも見られるように下部構造の中に残る日本の前期性というものの、つまり特殊日本的な生ける法、行為規範、これに対する分析・批判こそが基本だという見方をとる学者がいたわけです。これはGHQの反動化による暗転期になってきて出てくるわけですけどね。

労働法学者もそれを知らなかったとは私は思わない。十分知っていたと思うけれど、むしろ当時の民主化の課題は裁判規範の解釈運用にあったのです。戦後改革の意味というのは、私なんかは非常に評価したわけですよ。日本近代社会形成史の中における戦後改革の役割というのは、たいへん大きいとおります。それはそれとして、そういうなかでの民主化という課題、これは日本の反ファシズムです。戦後の民主主

義は反ファシズムという歴史的規定性を担った民主主義ですよ。ちょうど啓蒙期の民主主義がアンシャン・レジーム否定という性格を持ったと同じように、ファシズム否定という歴史的性格を担った民主主義であった。そういう民主化というものを日本ではほんとうに実現していくためには、制度の改革のみならず社会構造の改革をも必要としていた。

しかし、この両者は別々には考えられないんで、いわば国家権力による民主化という上からの民主化の性格が、戦後は非常に強かったわけですね。むしろ行為規範と裁判規範とのギャップ——わかりやすくいえば、民主化立法と日本の社会の前期的な生ける法との間隙——があるのはあたりまえだった。

だから、どうして民主的な行為規範なるものを形成していくかという課題があった。それをほんとうに担っていくのはだれなのか、ということですよ。そうすると、その担い手というのは単に国家機構を握っているGHQ、ならびにそれに隷属的な日本の保守政権というわけにはゆかない。もっともそれにある程度は期待してよかった。ことにGHQが戦後かなり民主的な姿勢をとっていたと

きはね……。

▽暗転期の到来と労働組合・労働法学

労働法学

しかし、労働法学者がほんとうに活躍を始めるのは、弾圧期からです。旧労組法時代は調子がよくてね。私が『日本労働法論』（昭二三）を書いた時期なんです。あれを今読んでみますと、やはりだいぶん違います。だいたい裁判所に対する不信感が強くてね。話は余談だけれど、あれは戦争中の裁判所が頭にあればかり期待している。それがやがて裏切られるのですがね。

とにかくわれわれ労働法学者が出てくるのは、やはり旧労組法が引っこ返って、政令二〇一号が出て崩れて、昭和二四年には現行法体制の骨格ができる。その時分から労働法学者がやり始めるわけです。だから、暗転期にかかってからです。

その時に労働法学者が、日本の民主化を支えていく主体というのをどこにみたかという点、労働組合を軸とした革新陣営というものに期待したわけです。やはり行動主体として労働組合に期待するということがあった。しかもそれは自分の学問領域

域でもあるわけです。

だから、先ほど報告者が労働法にそれが戦後の進歩的・民主的立法の中心だと考えられていたという話をされましたが、それは客観的にもそういうふうな関連があったので、主観的ひとりよがりであったとばかりはいえないわけがあるのです。

だからまた、労働組合というものにコミットするということも、これは、いわば日本の民主化というものに主体的に取り組んでいく学者としては、社会的な主体的力量というものを評価してそれが社会的な活動を展開しうる条件——団結権などの労働基本権の確立という問題に、大きな関心をもったということではないかと思う。それは、日本の民主化への客観的な、構造的な発展というものにおける主体的な担い手の正確な認識というものを踏まえて出ていたと思う。もともと歴史的社会的トータルな認識を前提としなければ、そういう認識は出てこないのです。それを媒介としてRichiges Rec.で「正法を妥当させていく」ということであったので、それが日本進歩派労働法学」というものの基本性格を形成する一つの重要なファクターであったと思う。

これに対して、政府側によって、つまり労働委員会なり、あるいは裁判所なり、そちらのやる行為によって民主化をある程度実現しようとしたのが労働関係の近代化論ですよ。

労働法学界にもその流れがもちろんあったわけです。あったけれどもそれは、すでに暗転期に入っている時期においては、客観的真理性を持たなかった。反動的な方向に権力が向いている時期になってきているのですから、民主化はむしろその時期には革新陣営によって担われざるをえなくなってきたわけですね。その行動部隊として労働組合運動の発展というのは不可欠であったわけですね。

だから、労働組合運動を抑制するというところにたいして、われわれは民主主義的な関心から危機を感じるのです。労働運動を抑えてはいけないということがやはり理論の背後にある。そのことは客観的にも意味を持ったから進歩的理論がリーダーシップを持ちえたのではないかと思う

▽民主主義法学

沼田 この際になにに申すと戦後の日本においては、労働法学は民主主義法学としての性格が非常に強く

その点で共通性があつたから変な分裂をしないで今までのことですね。それは例えば労働省や労働委員会というものに期待する側にもある程度共通のものがあつた。吾妻、石井、有

泉、峯村、松岡といった諸教授——必ずしも唯物史観の立場をとってはいない、むしろそれがきらいな人たちもいたかもしれないけれど、それにもかかわらず、労働法学界には変なこじれをみないできているというのは、やはり、戦後早い世代には反ファシズムに性格づけられた民主主義法学という基盤があつたからだと思います。いささか傍路にそれでしたが……。

中山 関連して榎井さんどうでしょう。

榎井 沼田先生は、戦後労働法学の性格を「民主主義法学」という表現で規定づけられたけれど、全くその通りで、民主主義破壊に対する抵抗の法理論を提供したところにこそそれが社会的に意味をもちえた主要な契機があつたと思えますね。と同時にそれと裏はらのことですが、民主主義を支える運動主体の要求を法理論化していくという側面、そしてそのために日本の労使関係の現実と密着した形で法理論の形成を試み

てきたことも看過できないでしょう。日本の労使関係の現実を無視して西欧的なパターンの労使関係・労働法理論をもちこもうとしても、それが説得力をもちうるわけがなかったからです。

▽主体形成への取り組みは なお現在の課題

片岡 先ほど私は積極的に触れなかったのですが、報告したような理論が日本の戦後の労働法理論においてリーダーシップを持ちえた客観的根拠については、だいたい私もそうだと考えているわけですが、今日でもそういう条件は変わらないだろうと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

沼田 あなたの報告にもあつたように、今日、労働組合というのは多様化したということ、いろんな運動集団の中で相対化したということがあるわけですよ。そうすると、そういうところでどう運動を組織するかというのがこれからの課題です。つまり革新陣営の形成ですよ。その基本になるのは、労働組合の道義的形勢だと思ふ。それがしっかりと形なかつたら革新陣営はほんとうに形

成されないだろうと思っております。日本の民主化の条件ですね。

ともかくも、最初から私は革新陣営自体どう形成するかという問題を離れて、日本の民主化という課題はないと思つてゐるんです。日本の民主化、つまり反ファシズム的体制の確立という方向への専門家集団、わけても法律学とくに労働法学の専門家として、どういう姿勢をとっていくのかということになれば、やはりそういう主体の運動というものの正当性を明らかにしていくということが基本にあつた上で、いろんなテクニクが出てくるということは避け難いのではないですかね。

2 労働法と認識と実践

——「現代法論」「国独資法論」
との差異

▽一つの反省点

——方法的吟味が足りなかった
解釈における組合運動につ
いての見通し

横井 沼田先生がいわれたことに、あまり付け加えることはないのですが、私なりに平素考えている若干の疑問めいたことを出しながら、少し意見を述べさせていただきますと思います。

戦後労働法学が、よくいわれるようにいわゆる実用法的な傾向を持たざるをえなかったということについては、片岡先生のご報告なり、沼田先生がいまいわれたことで、ほとんど尽きているだろうと思うのですが、ただ、後の渡辺批判に対する労働法学の対応のしかたの問題にもかかわることですが、こういう問題がやはりあったのではないかと思う。

戦後しばらくの間、とりわけ戦争直後とっていいと思いますが、その間におきましては、片岡報告によりますと民主化理念、あるいは生存権優位の理念というものが、肯定的な形で共通の理解として日本社会のなかにあった。同時に国家的な政策面でも、いわゆる解放政策——このことばがいいか悪いかについてはいろいろ問題があると思いますが——少なくとも権力による解放、それへの志向といえますか、そういう性格があったことは間違いない。そのために、沼田先生がよくいわれるように、戦後労働法学はこの立法——憲法や労働法など——ないし政策面における民主化の課題的性格をいかにうけとめ、これをいかに現実のなかに流しこみ定着させていくかに努めざるをえなかった。このことが、戦

後労働法学をいちじるしく実用法的なものに傾斜せしめていくことになった要因でしょう。

ただその際に、労働法の研究者が組合運動の展望や組合運動そのもののあり方についていったいどういう考え方を持っていたのか、また組合運動と自己の労働法理論、とくに解釈論との関係をどのようなものとしておさえていたか、いいかえれば解釈論を展開するにあたってどのような組合運動をとりいれていたか、組合運動との関係における方法的吟味がどこまでなされていたか、このことが問題であったように思います。この点は、研究者相互間にかなり個人差が大きかったものでしょう。

こうした問題は、昭和三十年代においてはどちらかといえば個別研究者自身のなかで問題とされるにとどまり、すくなくとも学界レベルでは正面きって論じられることはなかったといつてよいでしょう。この問題を顕在化し、触発していく契機となったものの一つが、昭和三十年代における渡辺批判だったと思います。そしてこの渡辺批判の中味の一つに、労働法学者の組合運動そのものに対する見方、組合運動観とでもいうべきものを問題とするものがあつ

たように思います。労働法理論とくに解釈理論の中には解釈者の組合運動観そのものは十分に表われていないということもあって、渡辺先生なりの立場からの一つの危惧が表明されたのではないかと考えています。

▽法社会学と労働法

認識と実践を峻別する「国独資法論」「現代法論」

横井 もう一つ、いまいったことと違う問題なのですが、片岡報告の中にもありましたように、労働法学の従来のあり方というものと民科等で中心になっております国独資法論でないし現代法論というのでは、その間にかかなり違ったものがある。力点のおき方も違いますし、アプローチの仕方とも違うように思います。

労働法学が解釈論を中心に従来展開されてきたことにたいし、民科等における問題関心の主たるものが現代法のトータルな認識にあるといふ、この違いを前提としてもなおかつ両者の間にはかなりの開きがあるように思われてなりません。いちばん異和感を覚えますのは、現代法のトータルな認識という場合に、労働法学でしばしばいわれる主体形成論がどうなっているのだろうかという

ことです。

ここでいう主体は、もっぱら実践主体ということですが、この実践主体形成の理論といえますか、これに働きかける理論は、はたして法律学と無縁のものかということですが。そして、この実践主体形成の理論を法律学のうちにとりいれるかどうかは、多分に研究者自身の方法論にかかわる問題でもあるでしょう。

少し横道へそれますが、そこで思いたすのが、あの昭和二十年後半の法社会学論争、法社会学そのものの学問的な方法に関する論争と、法律家の社会的責任を問題とする形で展開された法律の解釈論争です。

当時私は大学を卒業した直後ですが、率直にいついちはん不思議だったのは、何で法律家の責任がいまごろこういうかたちで問題とされるのだろうか、ということであつた。こういうことは少なくとも法律家というか、研究をやる者にとつては、自分の中ではとつとくの昔に解決されているけれども問題ではないのか、というようなことを非常に強く疑問に思いました。戦前は弾圧がきびしかった時代であつたというのを肯定したとしても、なおかつ私は、研究者個人においては解決

されておらなくてはならない問題ではなかったかと考えていました。そのかぎり、どうも納得がいかなかった。

それはともかくとして、こうした法社会学方法論争と法解釈論争を整備されたのは、渡辺先生の『法社会学と法解釈学』だろうと思います。その整理のしかたは、多分に川島

先生の考え方を引きつがれたものと思いますが、先ほどの報告の中にもありましたように、解釈イコール価値判断、法社会学イコール事実の認識という、この認識と価値判断つまり実践との峻別の理論です。労働法学にたいする渡辺先生の批判はこの峻別の立場からのものでしょう。

・認識、自体に差異がある

この峻別の理論をおさえておいて、他方、戦後の労働法学の主流を形成してこられた沼田先生、目の前に置いて恐縮ですが、この沼田理論を考えますと、私はその中核というのは、実践的形成的認識、ということにあるのだろうと理解しているのです。実は、沼田先生の還暦論文集の論文を書くときに、「実践的形成的認識」を他のことばで置き換えようと、ずいぶん私なりに考えまし

た。同じことばを使うのはしゃくだという気持もあって、あれこれと頭をひねくりまわしていたのですが、どうにもいいことばが出なくてそのまま使ったのですけれども、これが沼田先生なり、あるいは戦中派といえますか、私と同世代の多くの人たちの考え方になっていると思うのです。

この実践的形成的認識というものと、渡辺先生が主張される認識とは、同じ認識といわれるものについてもずいぶん異質のものがあるのではないかという感じが強くしてしかたがない。そしてお二人の先生とも、周知のようにマルキシズムの立場に立つものと考えられています。

お二人の間にはそれほど理論的な開きがないのかどうか、そのところが解かれないかぎりにおいては、今後ともやはりこれまでと同じような批判がでてくるでしょうし、また異和感というものが残ってくるのではないか、と思っています。

▽唯物史観と労働法学

国独資をトータルに把むのは当然——しかし観照的であって矛盾——抵抗主体はとらえられない

沼田 渡辺教授などがつかんでいるのと異質だといま横井教授もいっだし、報告者も「違う」ということをいわれているのですが、私個人はそう違っておらないと考えています。むしろどちらかというと、ある側面を彼は正しくとらえている。社会とか法の法則性を観照的にそのかぎりで科学的にとらえていると思う。ただね、それが下手をすると現実の運動の中では、主体的な働きかけというものから逃げる動きを生み出すおそれはあると思う。しかし、日本の国独資をトータルにつかむということの必要性は、戦争直後からいままで一貫して必要とされたことですね。

もとより、トータルにつかんだからといって、経済政策のもとに労働政策がインテグレートされてしまつて、労働法は経済法の一部である、なんていう全体主義的な考え方自身は、これはただけまけんけれどね。

しかし、トータルにつかむということ労働法学者がやっていなかったかという、私自身はそんなつもりは少しもなかった。どの時点でも歴史的な社会をトータルに把握すべきだと考えていた。しかしトータルにつかむとしても、それを経済体制論

として展開するのがわれわれの仕事ではないのであって、これは経済学者の領域でしょうし、余裕があればそっちに行くけれど余裕がなかっただけのことでよ。余裕があれば、平野先生が法律から経済に行かれて『日本資本主義機構』を書かれたと同じことで、そしてそのことがもつと自分の実践的な関心に飛び込んでくれば、またいつそう馬力をかけてそこへ行くかもしれないけれど……。

それでは、全体構造を全然知らん顔をして通って法律の領域にだけ孤立していたかという、そんなことは少しもない。そういうことを理解して、進歩的と称せられる労働法学者は労働法理を考えた。その深淺は人によって違います。それはどんな学問にだってあることです。ただど全体としてはそれを受け止めた上でいわば直観的に唯物史観を正当だと考え、直観的に全体的には現在の権力構造の中ではやはり革新陣営によってしか民主主義は守りえないし、ほんとうの闘いはできない、ということを頭に置いていたのではないか。

横井教授は川島・渡辺ラインといわれた、そのとおりの面もあると思

いますが、渡辺教授は川島さんよりは、より全体的に把握しようとする志向が強いだろうと思いますがね。川島さんもはじめはそうだったのだけれど、どうも近ごろはどっちかというとある部分について非常に精細に行こうとする。それがプラグマティズム——リアリズム法学の性格なんだらうけれど……。

しかし、渡辺教授はやはり唯物史観を頭に置いているわけで、先ほど横井教授は、唯物史観の立場においてどうもおかしいといわれたが、やはり、唯物史観の立場で彼は考えているわけです。

だけど、体制側の政策の面を偏重して法をとらえているようですね。確かにそれは構造的必然性だから、ちょうど戦前に大河内さんが生産力理論を出されたように、あれはあれできわめて優れた把握なんですよ。しかし体制的矛盾を静態的にとらえるからそうなのであって、矛盾をもっとダイナミックなものとしてとらえようとすれば、矛盾に抵抗の主体が出てこなきゃならない。

唯物史観の見地よりすれば渡辺理論はなお一面的

片岡 渡辺さんについていえば、

結局は、実践の理論が十分に展開されてこないように思われる。状況についての非常に明析な客観的分析は出てくるのですが。

沼田 いや、それはずっと流れとして出てくるんですよ。だけど横井教授がいったように、やはりちょっと違うのは、新カント派的というか、マックス・ウェーバーなんかの影響もあるでしょう。しかしそれはそれでいいんですよ。ある局面においてそれは十分成り立つ。ぼくは『史観と法律学』でそういうことを書いたわけです。

たしかに新カント派的革命論だったいくらでもありうるわけです。あっても何ら不思議なことではない。現実の認識ではこうなっている、そこで自分はこの価値を選ぶというときに、革命的価値を選ぶこともできるし、それはそれで実践的に有益なことです。

ところが唯物史観というのはそうではない。その価値を選ぶこと自身が存在拘束を受けているという、この側面は相対主義思想からも新カント派社会主義からも出てこないのです。なぜこの価値判断が必然的なものであって、そしてこれが全体構造の把握と不可分であるかというこ

とが出てこない。

だから、価値——ある主観がどの価値を選ぶかという選択自体、全体構造の存在性格によって規定されていて、したがって個人の認識それ自体が、単なる個として止まるかぎりにはまったく無意味なのです。イデオロギーとしてあるときにはじめて一つの意味を持つ。その構造というものが捨象されてしまうおそれがあるもので、したがって唯物史観の立場からみれば渡辺理論も一面的なるを免れないように思われる。

階級闘争に媒介された法的実践——労働法の生成発展を見失ってはならない

本多 渡辺批判が出ていたので一言付け加えますと、先ほど片岡さんが、経済法の一環として労働法を位置づけるという意見が渡辺さんから出ているといわれたのですが、その前の論文でしたが、『社会科学研究所』に出た「労働法の基本問題」では、生存権という概念をストレートにとらえることを否定しています。資本主義のもとでは労働者の生存要求も私的商品所有者としての形態を通じてしか実現しないし、生存権を媒介しているのは財産権だから、生存権は結局労働力商品所有者

としての労働者の財産権の行使を通じてのみ実現されるんだということ、生存権原理——われわれが主題に据えてきたその考え方を真っ向から批判するという姿勢をとっておられるわけです。

一般に労働法学の方法論としては、取引法の原理に重点を置いて法をとらえるものと、生存権原理に重点を置いてとらえるものと、二つの大きな潮流があることは、客観的に一応認められるだろうと思うのですが、渡辺さんは結局、財産権的なとらえ方で労働法を見ていかないと、トータルな性格が出てこないのではないかと、という考え方を出しているわけです。

しかしそのとらえ方では、資本主義社会の矛盾から生まれてきた階級闘争が、生存権という権利概念の中に刻印されているんだという、その側面が無視されてしまうのではないかと。資本主義労働法の構造は、やはり歴史的な社会の運動法則の中でとらえていかなければいけない。労働法は労働者階級の闘争を媒介として生成し、発展してきた。そしてその闘争が、法の存在構造とか、法規の意味構造を規定してきたといえるのです。

このような実践的見地を離れて、労働法を客観的・静態的に、あるいは観照的にとらえるというやり方では、労働法の一面を把握できても、かえって、その全体構造を正しく認識できないのではないかと思ひます。

ただ、片岡さんもちよつといわれたのですけれど、労働法学者は一般に、労働法の社会的側面だけを強調して、ブルジョア法的側面を軽視してきたのではないか、というところに、渡辺さんの批判のポイントがあると思ひます。私自身は、沼田先生などと違って、そういう点を

体系的にとらえる努力をいままであまりしてきておりませんので、ある面では渡辺さんの批判を受け入れて自己批判の素材にしなければならな

いと思ひているのですけれど、ただ、渡辺さんに対する最大の不満は、すでに指摘されていたように、労働法を非常に観念的・静態的にとらえておられて、階級闘争に媒介された法的実践を通じて労働法が生成し発展してきたこと、そしてわれわれもその中に身をおいているという、その動態的な視点、主體的な観点というものが欠けているということです。このことは結局、正しい意

味での歴史的視角や科学的認識を見失っているといえるのではないだろうか、と思ひます。

中山 いままでの議論で、片岡さんの報告のうちの二つのところまで、つまり日本の労働法学の特質を形成した客観的条件のうち、第一の対象から迫られる条件、第二の価値視点とりわけ民主化の理念、生存権優位の思想、といった点を片岡さんは指摘されたわけですが、それらもふくめて、労働法の特質がほぼフォーメされたと思ひます。

▽権利闘争と労働法学——その基本的関連

横井 権利闘争という問題は、多かれ少なかれ従来の労働法学の主流、といったら怒られるかもしれませんが、それを形成された方々の中においては、自己の学問領域の中に取り入れられていると思うのですね。権利闘争そのものがその論者自身の体系の中に組み込まれているのではないのでしょうか。

とはいえ、権利闘争自身が労働法学の中でどう位置づけられていくかという問題自身は、これからも深められていくべき課題だと思ひます。

そのさい単に相互作用という説明だけではすまされるかどうか。やはりそれだけでは問題解決にならないと思ひます。労働法学自身が権利闘争に働きかけをし、逆に反作用を受けてくる、そのかわりあいが具体的に内面的な関連性をもつものとして明らかにされていなければならないだろうと思ひます。こうした問題は、たとえば官公労のスト権奪還闘争とその争議行為をめぐる法的責任との関係、職場闘争とそれをめぐる法的責任との関係などにおいて、格好の素材が提供されているのではな

権利闘争と労働法学・I——権利闘争論の位置と役割

中山 そこでつぎに進んで、片岡さんの報告の第三に関連する問題に入りたいと思ひます。報告では、「労働法理論の展開」ということで

したが、ここではとりわけ、権利闘争ないしは組合運動と労働法学という問題にウェイトを置いて議論をしていただけたらと思ひます。

1 権利闘争・組合運動と労働法学との関連

沼田 報告者はかなり大事なことをいわれてますね。一つは権利闘争というものを学問の一環としてとらえてきたという点、もう一つはそれが労働運動にどう影響を与え

たかということについて、労働基本権の定着に役立ったという指摘、それは裁判の勝敗のみでは測られないものがあつた、ということでした。この二つ、どちらもツボを得た報告だと私は思ふ。このことについて、それぞれ見解を述べてみたらどうでしょうが。

いでしょか。

そうした点についての理論的検討は今まで必ずしも十分になされてきたとは思いませんけれども、他方、そうしたもののについての何らかの関心というか、問題意識なくしては、これまでの労働法の解釈理論の展開もまたなかつただろうと思います。

労働法の存立と権利闘争は不可分

中山 榎井さんいかがでしょう。

榎井 もともと労働法じたいが労働組合運動の歴史的闘争成果としての意義を反面になっているわけですから、その成果をかため拡大する労働組合みずからの権利闘争の支えなしには形骸化する宿命をはじめからはらんでおり、その意味では労働法じたいの存立が権利闘争に支えられているといつてよく、権利闘争を抜きにした労働法理論なんぞしよせんあだ花以外のなものでもない、と思うのです。

いかに労働法理論がはなやかに展開されようとも、それを支え闘いの武器として活用しうる運動の主体がなければ、それは空虚たるをまぬがれないし、労働基本権保障も現実においては実体なきものになってしまふからです。

そしてそのことは、現に戦後労働法学がいやというほど経験してきたところでもあります。官公労法上の全面・一律スト禁止にしろ、いかに労働法学が違憲論を展開しようとも、労働組合自からのスト権奪還闘争が迫力あるものにならない段階では無力だったし、スト権奪還闘争の現実的展開を媒介にしてこそ法理として活力をえ、ついには裁判例にも影響をあたえうるにいたった歴史的事実は看過されてはならないでしょう。このことは、ILO八七号条約批准闘争で問題になった公労法四条三項をめぐっても同様です。

また、法律のうえではスト権を保障されながら、ストライキ一つ打てない組合体質にかえられたところにあつてはスト権保障も有名無実だし、いかに不当労働行為の法理が展開されても、組織攻撃に抵抗する姿勢と力量を労働組合がもたないところにあつては法律問題化する契機すら欠くことになりまふ。それだけに、労働法学はその存立をかためるためにも権利闘争の組織化に重大な関心をはらわざるをえないし、権利闘争を抜きにしての労働法学は活力をもちえないといわなければならぬでしょう。むしろ、権利闘争の組織化に

働きかけ、権利闘争の展開によって自己をつちかう法理論の形成こそが労働法学の課題だとすらいってよいと思うのです。

▽権利意識・労働基本権の定着と労働法学

片岡 私は、権利意識の高揚とか、労働基本権の定着に対する労働法理論の肯定的評価を下したのですが、どうでしょうか。私だけがひとりよがりですら思っているというところなのか。これについては、客観性があつたということを沼田先生はおっしゃったのですが……。

沼田 その点ですが、昭和二十年代の講和後から三十年代の初めにかけて、日本の労働法解釈学はほぼ形をとるわけです。労働法懇談会とか、日本労働法学会だとか、東京労働法研究会、関西労働法研究会などに、戦後大学卒業の第一陣の人たちが参加していく。その過程で、理論が練磨された。たとえば解雇というのはいまだ理由なしにはやれないということになってきているでしょう。当時はやっぱり解雇反対闘争を企業別組合としてはやらざるをえなかつた。レイオフなんてそんな簡単に認めなかつたですね。認めたらそ

れは団結の喪失になるから……。したがって解雇反対の闘争を続けていくわけです。

そういうものを根拠づけていくのに、労働法学は生存権論とか、いろんなものを出すわけですね。そして就業規則の改正やいろんなものに連鎖反応していく。

こういうなかでやっぱり日本的な論理というものは、解釈学の中で優位していますね。たとえば部分ストと賃金カットの問題に当たって、労働法学者は何も組合に追随したのではなくて部分ストも集団的な交渉の一現象形態としてとらえていく過程の中から、応量賃金による賃金カットは否定していつているわけです。そうしたいろいろの細かい領域をみても、労働法理論の形成の中で、いまいわれておる「進歩的労働法学者」の理論が、結局現実の判例なんかに影響しているわけです。それは何も直接にある学説でどうのというわけではないのだけれど、やはりこれがずっと影響している。

たとえばブリスフル・パーシエーションによってピケットというものを承認する、その範囲でのみ合法だと最高裁がいう、そしてこれを承認する学説もあるわけだ。しかしそれ

にもかかわらず実際の運用というところになってくると、やはり最高裁だつて諸般の事情を考える。その諸般の事情の中では団結権なり生存権なりというものの配慮をせざるをえなくなつてきている。

こうみてくると、単純に、判例が「進歩的労働法学者」がいつていることをそのまま文章にしているかないかで、その理論が影響しているとかいえないと評価することは、実に視野が狭いということになるでしょう。

それから、裁判所に直接影響すること以上に、労働基本権の定着に役立ったという片岡教授の指摘も、もう少し強調して考えてみてもいいことだと思ひます。先ほどの報告によれば経済学者からの批判というものがあつたわけですが、こうした人たちの批判というのは、この点がわからないのです。それが批判者たちの決定的弱点でしょう。

中山 敗戦直後の、いわば労働基本権ゼロの状態の中から出発して、しかも労働運動が主体的に労働基本権を確立するための努力をつみあげ、協約の中にうちこんでいったものを、「法三章」的労働協約だとかいった理屈をつけて押しつぶしてしま

まう。官公労働者の基本権については、もっと荒々しい方法で生成し定着しつつあつた基本権を奪い去つてしまふ。そういう状況の中で、労働基本権を確立するための努力を一日の休みもなしに続けてきたのが昭和二十年代の後半から三十年代にかけての労働法学の主要な任務であつたと思うのです。

こうした過程で、たとえばアメリカ型労働協約論とよばれたようなものに代表される合理主義をよそつた労使関係論は、労働基本権の確立、つまり労使関係を形成する前提をぬきにしたみかけの上での労使関係の安定をもたらしうとするものであつて、日本における労働法の再構築に役立つものではなかつた。労働法学者の本當の任務と、その果たした役割は、こうした状況において評価されるべきものだといふ点で、意見が一致できるように思ひます。そこで、さらに進んで、労働法学と運動との関連性について、検討を進めていただきたいと思います。

▽組合運動に「追隨」しているのではないかという批判をどうみるか
横井 これまで出てきた労働法学にたいする外部からのいろいろな批

判を検討していった場合、先ほどの片岡報告の中にもあつたことだと思ひますけれど、「組合運動に対して追隨してはいないのか」という批判があるのではないかと思ひます。この批判を肯定するつもりはありませんが、こうした批判に対してはどう応えたいのか。組合運動の現在の位相、これからの進路というものを労働法学の中へいかに取り込み、いかに理論的に消化していけばよいのか、こういう問題はやっぱりあるのではないのでしょうか。

本多 その点に関連して、私自身も、かなり運動に密着しながらいままで研究をつづけてきたという感じが強いのですが、労働運動の現実とわれわれの考えていることとの間には、時に食い違ふことがあるわけですね。そういうときに、自分の考えは果たしてこれでいいんだらうかという反省を自分自身の中でするし、運動が正しい方向に向かつているんだらうかという批判も当然持ちますね。

そのようなときに、眼の前の現象だけで判断するのではなく、一〇年二〇年先を見通して、運動はどういうふうに関係されていくべきか、あるいは発展していくかという、大所高

所の立場から巨視的な観点で運動を評価するという姿勢をとらざるをえない。労働運動の発展法則、歴史の法則のようなものを自分なりに模索しながら、現実の問題をとらえるという操作を繰り返してきたように思ひます。

片岡 でも、労働運動自体についてわれわれの科学的見方をまず整理して、それをはっきり理論化してそして次に労働法にかかつていく、というふうなことを要求されてまいりますと、無限にわれわれの領域は広がつていきます。一方では「理論を抑制せよ」ということをいわれ、一方では「広げよ」というようなことに、現象的にはなるように思うのですけどね。

沼田 理論抑制論のいちばん典型的なものは概念法学です。法規以外を論じないのだからね。ところが、その概念法学は現実にはどうなるかというところ、官僚法学のために完全に利用される。つまり、大学というのは勉強させておけばいいのであつて、政治のいうとおり「理論的」についてくればいいのです。法学部なんていうのは政治の、あるいは行政の侍女にしてね、概念法学で細かく丹念に解釈してもらえばいいん

です。それが日本の概念法学がいままで果たしてきた役割です。

だから「抑制論」なんていうのはよく考えなさい、あわてないで……。何を抑制しているのかわかりはしない。(笑)

▽権利闘争論は学問の一環である

沼田 しかしね、われわれは権利闘争論をやっているんです。権利闘争論は実践の問題だという。だがね、実践的というのは、自分の主観的要求を出いとするというような問題ではないですね。権利闘争というのは労働運動の正当性ないし規範的意味を明らかにしていくことであって、そのことがいかなる必然性を持って行なわれていて、全体構造の中でどういう意味を持ってくるかを明らかにしていくことが、権利闘争論のいちばん基本にあるのです。

そして、それが労働法学の主要な任務の一つではないですか。

それが、解釈論というもののにどう影響するかということです。つまり労働法における法学の一つのファクターである解釈論というものを考えるときに、その前提はそのような正当性の意識——その正当性というものは必然性の規範的反映としてみられ

る正当性の意識というものです——これを法の理論のどこかに位置づけていくべきだという方法論が前提になるわけです。

近ごろは妙なコンメンタリストが出てきたけれど、戦後の労働法学者のいわば「進歩的」という括弧か二重括弧の中に入らない学者でも、社会学的法学は前提にしているわけですよ。片岡君の雄篇『理代の労働法理論』も、社会学的法学というものは一般的に受け入れられていたというわけでしょう。私もそのとおりだと思います。だから、概念法学との対決などというのは、はじめから労働法学では問題にならない。

こう考えていくかぎり、労働運動の必然性の持つ規範的意味というところを媒介としない解釈論というものは出てくるはずがない。そうだとすれば権利闘争論も学問論的に当然内在化されてくる。権利闘争論は学問から離れたところで「追従」しているとかなんとかという、そんなレベルの低い議論の問題とは全然違うのです。

「追従」などというかたちでの批判に対しては何ら応えなくていいというか、「何もわかっていないじゃないか」という一言で終わる。そう

いう批判というのは、自分で苦心していない人から出てくる批判でしょう。そんなのは学問的な批判というよりも自己顕示な議論とでもいうべきものではないのかね。何かにかみついていることによって自分を出ていくんだけど、かみつかれてはいるのは「とんでもない、何もわかっていないじゃないか」ということですよ。いまの「追従論」なんていうのはそのたぐいに属するやつです。それは追従した人もいるかもしれない。だけど少なくとも追従してない人、追従してない人にとっては、全くナンセンスです。追従どころかむしろこっちが引張って組合が追従しているんだ。(笑)

そこら辺のところが少しもわかっていないのですね。

権利闘争論が学問の一環であるという意味は、私はそういうふうに理解しています。労働法学の重要な一環だと思います。

2 組合の権利闘争と労働法学の役割

——ILO闘争の評価を素材として

中山 いまの沼田先生の言い方をすればむしろ労働運動が追従するく

らいに労働法学の中心的部分として権利闘争論を組み立ててきた。では、それはいったい運動にどういう影響を与えたか。それは、たとえば裁判への影響という側面からだけでは評価できない問題であらう、ということでした。その点をもう少し論じておいていただければと思います。

▽八七号条約批准闘争に対する機能的評価

中山 その糸口として申し上げるのですが、日本の戦後の権利闘争が労働法解体の時期、沼田先生のいわゆる「暗転期」に入って、労働法学者が権利闘争論を唱えていくわけですから、その権利闘争のいわば一つのハイライトになったのが、例のILO八七号条約批准闘争であつた。

ところが、その八七号条約批准闘争の評価のしかたをめぐって、いろんな評価がありますけれどとりわけ特徴的なのは、たとえばアメリカの学者の一部で評価されていることです。八七号条約批准闘争はいい何をもたらしたかという機能的側面から評価するやり方です。ところが機能的側面から評価していきま

と、いったい制定法上の変化に何が
あったかという議論になって、制定
法上の変化からいえば労働組合運動
が獲得したものはごくわずかであつ
て、むしろ便乗改悪で失ったものの
ほうが大きかったではないか、とい
うことになる。

したがってそういう意味では、八
七号条約批准闘争というかたちでの
権利闘争が、労働組合運動の手のう
ちにもたらしたものはわずかであつ
た。このことは、アメリカ等での言
い方によると「したがってILOに
おける条約の監督機構そのものの再
検討を必要としている」のだという
ふうな議論になっていくわけです。

外国でそういうふうに日本の権利
闘争を見ているのに対して、日本の
中で少なくとも労働法学が八七号条
約批准闘争というかたちをとってき
た労働組合の権利闘争を評価するし
かたは、大きく違っている。たとえ
ば、その人たちが見落としているの
は、ILO闘争が最高裁判所をして
全通中郵判決や都教組事件判決を出
させるところまで追い詰めていっ
た、という評価がもちろん抜けてい
るわけだし、それから日本の労働運
動自身の中であの大闘争を闘い抜い
ていった官公労働組合の中に、正し

い意味での権利闘争が根づいていっ
て、それを持たなかった民間の一部
の労働組合運動の中には、権利闘争
が職場に根づいていかなかった。部分的
にはありますけれど、全体としてみ
れば、官公労働運動の中に根づいた
ような権利闘争は、民間部門には部
分的にしか存在しない。そういった
点を日本の労働法学の側ではあげて
いくわけですね。

そういう意味で、労働組合の権利
闘争における労働法学の役割の評価
について、考えておられることをも
う少し論議していただけるとありが
たいと思います。

▽権利闘争に対する労働法理論 の四つの役割

初井 労働法理論と権利闘争との
かわりをあえて図式的にいうと、
次の四つの側面があるのではないか
と思います。

第一には思想闘争の武器としての
意義です。政府なり資本なりが反労
働者の労働政策ないし労務管理を打
ち出す場合には、その地ならしとし
て必ずしもとらしない法理で偽装し
た思想攻撃的な官製のものしくはプロ
キャピタル的解釈論をもち出すわけ
で、それに労働者がいかれてしまっ

たならば、反労働者の労働政策なり
労務管理との闘い自体組織化できな
いでしょう。怒りのないところには
闘いはないからです。それだけに、
その官製のものしくはプロキャピタル
的解釈論のはらむまやかしを徹底的
に暴露するという作業が、権利闘争
の組織化にとって必要不可欠だし、
戦後労働法学はその理論的武器を組
合運動に提供してきたといつてよい
でしょう。そうした思想闘争の武器
の提供としての役割は看過できない
でしょう。

第二には、労働者の怒りという
か、権利要求を掘り起こし組織化す
る、いわば権利意識ないし権利感情
の形成への労働法理論の働きかけの
役目です。権利意識のないところに
は権利闘争はないし、その権利意識
の形成に労働法学が果たした役割は
とりわけ大きいといつてよいでし
ょう。

第三には、労働者ないし労働組合
が個々の闘争を組織化するばあいの
理論的確信を提供するといった役目
です。

そして第四には、もちろんのこと
ながら裁判闘争の理論的武器の提供
としての役目を労働法学は果たして
きたし、それなりの成果をあげてき

たことは否定すべくもないでし
ょう。

ILO闘争の場合にも、ILO提
訴に理論的・資料的援助をしたとい
うこともさることながら、団結自治
の法理を打ち出すことによって労働
組合の中に権利感情というか、権利
意識というものを注入したというこ
とは、これは高く評価されなければ
ならないでしょう。ただ問題は何で
もILOにもって行くというムード
をつくったということですが、これ
は問題があるかもしれないけれど、
さりとてそれは労働法理論の責任で
も何でもないわけですね。

▽法形成的役割果たしたILO闘争

沼田 私は、ILO闘争というの
は日本の労働運動がかなり創造的に
やった権利闘争だったと思います。
そして、それには中山教授たちの努
力がずいぶん寄与したと思います。

ILOで何もかも片付くという空
気をもたらしたのは労働法学者の責
めではないというのは、初井教授の
いうとおりで、それはやはり組合の
体質が問題なのです。そのときに労
働法学者は、ILO闘争の創造性を
大いに評価すると同時に、一方でI
LO闘争だけではだめだといふ、こ

これは私がそのほうの側の典型みたいになったのだけれど、権利闘争はILO依存型だけではだめだということを強調したわけですね。

ともかくもILO闘争は大いに法形成的役割を果たしたと思いますよ。アメリカの評価がどうであれ、それは日本の地盤をよく知らない人びとの評価なのであって、日本の地盤で権利意識をここまで揚げるということはたいへんな仕事ですよ。そこに大きくテコ入れしたということは、十分評価できると思います。

そのILO闘争においては、労働法学者がそれを促進するのに役立って、それが権利闘争に役立った、というふうに見ることが出来るわけですが、もう少しあえて欲をいえば、日本の運動批判が媒介されていっていなかったのかもしれないね。

ただILO闘争によって日本の労働法学もずいぶん進んだんじゃないですか。解釈学自身も進んだものではないですか。その典型的なものが最高裁の判例変更ですよ。あの最高裁判例変更によって争議行為の刑事免責を官公労が回復したのです、簡単にいえば。民事免責についてもうんと絞ったでしょう。これは立法闘争です。まさに裁判を通しての法状

況の変革ですね。立法というかたちをとらないだけであって、現実には解釈を媒介とした典型的立法です。そういうものを獲得したということですね。

そしてまた、ILO条約八七号批准というのは当然のことを確認させたということではあるが、しかし保守政権の抵抗を乗り越えて確認させ

た。このことの重要性がわからん人からは、わずかのものを得られたという評価しか出てこないでしょう。このことは後で出てくるスト権ストの場合でもそうです。

問題は、そういう抵抗を突破していくことの持つ意味というか、法を根づかせていく、民主的立法を根づかせていくということです。この実

権利闘争と労働法学・Ⅱ——戦後の取組みの過程と現段階

1 戦後の権利闘争の展開と労働法学の取組み

——その全容

中山 ILO闘争の評価にかかわって、権利闘争論として労働法学が果たした役割についての議論がなされたわけですが、ここではさらに、具体的にみていきたいと思います。

戦後から今日までの権利闘争の展開と労働法学とのかわりというところになります。昭和二三年に政令二〇一号が出てまず官公労に攻撃がかけられる。そして二四年に労働組合法改正が出て民間組合には無協約状態

実践的役割を認識することは、また労働法学の仕事です。

これを労働法学の外側の問題であるなどとしたら、だれがいったい権利闘争論をやるのか。労働法学がやらなければどうするのか、ということですよ。

がつくり出された。そして講和を経て運動が再構築されていって、官公労の権利闘争は非常に大々的に世間の注目を集めそれは今日においても生き続けているわけだけれど、民間の労働者がたどった過程は必ずしもそうなっていない。しかし無為に三〇年を過ごしてきたわけではもちろんないし、防衛的ではあったにせよ、いくつもの課題に取り組んできている。それらに労働法学はどういうアプローチをし、取組みを行なってきたか。このあたりのいわば「戦後日本の権利闘争の軌跡と労働法学」という問題になるでしょうが、

それをもう少し詳しくみておきたいと思います。榎井さん集約的にどうでしょうか。

榎井 戦後労働法学と労働組合の権利闘争の展開との対応関係を歴史的にみる場合、きわめて大雑把に時期区分をすると次の七つの段階に分けうるのではないかと思います。

1 第一期——民主化・生活防衛の課題と、生産管理闘争合法論の構築

第一期は、いうまでもなく、敗戦直後の昭和二〇年から昭和二二年ぐらまでの時期で、組合運動助長政

策と労働基本権の確立期ともいうべき時期です。

この時期の基軸をなしたのは、すでに議論のあったように、いうまでもなくアメリカ占領軍の日本「民主化」―組合運動の解放・助長政策ですが、それを背景に官民を問わず賃金でもって生活するものをすべて労働者にとらえ、スト権をもふくんで全面的に労働基本権を保障する旧労組法をはじめとするいわゆる労働三法が制定され、旧労組法で司法・行政に従事する非現業公務員のスト禁止などすでにカゲリの部分があらわれていたものの、基調としては進歩的な労働法制的基礎が一応きずかれた時期といつてよいし、この時期の労働法思想が憲法上の労働基本権保障の歴史的母胎をなしたといつてよいでしょう。

そして、組合運動助長政策を背景にかつ戦争犠牲者集団としての連帯を基礎に、当時の極貧的生活条件に触発されながらセキをきったように民主化・生活防衛の要求をかかげての組合運動が展開されるわけですが、なによりもこの時期に法律問題化したのは生産管理闘争戦術だったことは周知のごとくです。それは所有権秩序に真正面から挑戦する争議

戦術であり、現に政府・資本の側は違法論でもって抑圧を試みるわけですが、生まれて日の浅い労働法学はこのきわめて困難な理論課題にとりくみ、そのアプローチの視角には差異こそあれ、合法論をもって生産管理闘争抑圧の試みに抵抗しました。

それは、生まれたばかりの、そして法理論的伝承も必ずしも十分でない、いわば理論的準備期にあった戦後労働法学にとってははじめての理論的試練だったといつてよいでしょうが、いまだあればどうという理論状況になるか予想できないほど困難な理論課題にとりくみ、合法論を展開したことは当時の問題背景もさることながら注目されてよいでしょう。

『第二期——占領政策の転換・労働関係の権力的再編とこれに対する抵抗の法理』

第二期は、占領政策の転換・労働法の権力的再編の時期ともいうべき昭和二三年ごろから昭和二五年ごろまでの段階です。

前述のように敗戦直後にあっては組合運動助長政策をとっていたアメリカ占領軍の労働政策の基調は、米ソの冷戦の激化などの国際情勢の変動を背景に、戦後間もなくにして組

合運動抑圧政策へ急激に転換していったことは周知のとおりで、その最大の指標がマ書簡↓政令二〇一号という形で官公労働者からの全面的なスト権剝奪の攻撃でした。

そして、その地ならしをふまえ、かねてから占領軍・政府・日経連三位一体でおしすすめてきた経営権確立運動、その一環としての組合自主性の確立に名を借りた職制層の非組合員化、既得権の便宜供与慣行の破棄、さらにはギブ・アンド・テイク論・平和協定論を軸にしての、敗戦直後組合が闘い続けた権利宣言的協約の破棄の試みを通達行政の布石のうえで一挙に法改正でもって強行したのが昭和二四年の労組法改正であったわけだ。

このように労働法の権力的再編の攻撃にたいしての組合運動の側の抵抗闘争の法規上の武器をその時その場で提供してきたのが、理論的準備期を経て理論的体系化への努力をはじめつづけた労働法学でありました。スト権剝奪にたいしては、政令二〇一号違憲論、「公共の福祉」・「全体の奉仕者」論批判として、官制の組合自主性論にたいしては真の自主性とは何かという視点ないし実態分析を通じての批判という形でそ

のまやかしをばくろし、権利宣言的協約の破棄により現出した無協約状態のもとにあっての既得権剝奪の攻撃にたいしては協約の余効論、就業規則改悪の試みにたいしては一方的変更無効論でもって対決し、組合運動の側の権利防衛の闘いに法理上の武器を提供してきました。戦後労働法学が抵抗の法学としての性格を背骨にできたその母胎はこの時期にこそあったといつてよいでしょう。そして、この時期にこそ『労働法律旬報』が発足するわけです。

しかし、抵抗の法理の積上げを通じて労働法学にたいはみずからをつちかい、その基礎をかためてきたものの、組合運動の側の抵抗闘争は権力的抑圧に抗しきれず、内部分裂はすすみ、ついにはレッド・パージでもっておさえこまれてしまいました。この歴史的経験は、権利闘争と労働法理論とのからまりをみる場合常にふりかえらる必要があります。いかに法理がさきほこつても、それを支え活用する運動主体が崩壊したのでは法理を現実貫徹できないというこの教訓を。

『第三期——総評の結成・発展と憲法反対闘争・権利闘争の法理』

第三期は、組合運動の再建と権利奪還闘争の萌芽期ともいうべき、昭和二六年ごろから昭和三〇年ごろまでの時期です。

前期においておさえこまれた組合運動の主導権をにぎったのがいわゆる民同幹部であり、その総結集が昭和二五年の総評の結成であったわけですが、この時期に公然化する再軍備政策・朝鮮戦争、そして日米単独講和の動きに抵抗し、たかまってきた平和擁護運動と結合しながら、かつまた朝鮮戦争特需でおしすすめられる労働強化・職場における無権利状態に触発され、総評のニワトリからアヒルへとかわれる組合運動のたちなおり、戦闘化傾向があらわれ、その過程で再び権利闘争が再燃します。

それは、なによりも講和にともなう労働法の再編の試みにたいする労働スト・破防法反対ストという形で具体化されますが、それを抑圧する法理として登場したのが政治スト違法論であり、それを批判する形で労働法学の主流は政治スト合法論を展開し、権利闘争の再燃を全面的にバック・アップしました。もちろん、労働法改正案・破防法案、さらにはその後登場したスト規制法案などの法案批判の論陣をはり、かつまた反

対運動組織化のための講演活動などに参加しましたし、総評の権利闘争と労働法学者との密接なかわりができたのはこの時期だったのではないかと、と思っています。

この時期の権利闘争は、このような悪法反対闘争にとどまらず、前期においてうばわれた権利を再びうばい、かえすための闘いの組織化として試行錯誤の形ではあれ試みられはじめました。

① 統一協約闘争とスト禁止に対する闘争の展開と労働法理

その一つが、民間主要単産による統一協約闘争の組織化であり、それは労働法改正による無協約状態のなかで占領軍・政府・日経連の三位一体でおしすすめられた協約締結運動を通じもちこまれたいわゆるアメリカ型協約の是正、とりわけ統一闘争にとって障害になるがんじがらめの平和条項の撤廃・是正、第三者委任禁止条項の撤廃を志向するものでした。

いま一つは、官公労組、とりわけ公企体労組の全面・一律スト禁止体制にたいする自然発生的抵抗闘争の組織化です。スト権剝奪の口実の一つが代償措置論であったことは周知のとおりですが、その代償措置とし

ての仲裁裁定の不履行にたいする抵抗闘争として時間内くいこみの職場大会とか、休暇闘争などの「実力行使」が組織されはじめました。それはまだ自覚的な形ではなかったにせよ、スト権奪還闘争の萌芽形態としての意義をになうものでした。

このような権利奪還闘争の組織化に対応し、労働法学は前者の統一協約闘争にかかわっては協約について啓蒙活動とか、協約の実態調査などを試み、後者の「実力行使」にかかわっては順法闘争合法論の展開をもってバック・アップしました。

② 争議行為法論・懲戒権の吟味

この時期の権利闘争としていま一つ看過できないのは、朝鮮戦争特需の終えんを契機としたデフレ政策下における生活防衛のための争議行為の激発、とりわけ中小企業の組織化・争議の決行であり、労働法学が争議行為法論、特にピケット論にとりくんだのもこの時期です。なお、この時期における組合運動の再燃・激化に対応し経営者が試みたのが懲戒処分・乱発ですが、そのことは労働法学に懲戒権の根拠についての再吟味を迫り、この時期の後半あたりから懲戒権論争がおこったことは周知のとおりです。

Ⅳ 第四期——生産性向上運動・治安対策的労働政策の展開と労働法

第四期は、昭和三十年代の前半の時期です。この時期は、自立化した日本の独占資本がいつそうの国際競争力をつけるため大がかりな生産性向上運動をはじめ（昭和三〇年の日本生産性本部の発足）、保守合同の結果生まれた自民党が「憲法改正」を公然とうちだし、とりわけ岸内閣によって治安対策的労働政策がおしすすめられた時期です。

そして、組合運動、とりわけ総評が生産性向上運動に反対すると同時に、春闘方式を軸にした産業別統一闘争の強化につとめ、あわせて弾圧に抵抗し、三池大争議を頂点に、ILO闘争をすすめる、かつ警職法改悪・安保反対の政治闘争に真正面からとりくんだ時期でもあります。権利闘争の側面から看過できないのは次のようなとりくみです。

① ILO八七号条約批准闘争と公労法四条三項違憲論

その一は、すでに論議のあったILO八七号条約の批准闘争です。前期の後半から問題化しつつあったことではありますが、とりわけ昭和二

七年春闘における国鉄労組の闘い、翌年春闘における全通の闘いを契機に、公労法一七条違反を理由とする組合三役の解雇↓被解雇三役の再選↓公労法四三三項をたてにとつての当局側の団交拒否という事態のなかで、公労法四三三項の撤廃要求が運動課題になり、その一環としてILO八七号条約の批准闘争が組織されるわけだ。かかる事態の中で労働法学は公労法四三三項違憲論の論陣をはると同時に、ILO提訴にかかわつての直接的な協力を試みてきた。この時期でもあったわけだ。

② 刑事弾圧と刑事免責論の展開

その二は、官公労組の休暇闘争などの「実力行使」にたいする刑事弾圧との闘いだ。前期後半から組織された「実力行使」はこの期になつてさらにエスカレートします。前述の国労・全通の闘争もそうだが、昭和三年の日教組の勤評反対闘争や全農林などの警職法改悪反対闘争がその代表例ですけれども、公労協関係労組の闘いについては事業法上の刑罰規定などをたてに、また非現業公務員関係労組の闘いについては「あおり」罪規定を援用して徹底的な刑事弾圧が試みられ、そ

れが実はその後の著名な裁判例の種にもなったことは周知の通りです。

これらの刑事弾圧を契機に、公労法一七条違反の争議行為に刑事免責ありや、公務員法上の「あおり」罪規定を無限定的に適用できるか、が法律上の問題焦点になり、労働法学は前者の問題については刑事免責ありとの論陣を、そして後者の問題については限定解釈論ないし違憲論でもって対応し、それがその後裁判例に影響をおよぼしたこともご存知のごとくです。

③ 上部団体の団交権

その三は、この時期からとりくまれた春闘方式を軸にしての産業別統一闘争の強化の試みにたいする資本の側からの妨害との闘いだ。その資本の側の妨害は、とりわけ上部団体との団交拒否という形をとり、それがまた不当労働行為事件として労働委員会に係属し、法律問題化したのもこの時期です。全鉱事件・合化労連事件に関する中労委命令がその代表例ですが、それらを契機に労働法学は上部団体の団体交渉権問題にとりくみました。

④ 職場闘争の防衛

その四は、産業別統一闘争の強化とならび前期の後半からとりくまれ

てきた職場闘争（炭労・三井三池が典型）にたいする資本の側からの妨害との闘いです。

そのなかから業務命令・施設管理権と組合活動との相関関係が法律上の問題焦点としてうかがひがあり、労働法学は団結権保障の実質的貫徹の視点から使用者の受忍義務の法理を提供し、また職場交渉権論にもとりくむことによって職場闘争防衛の法理を展開してきました。

⑤ 政治スト違法論との闘争

その五は、警職法改悪反対闘争・安保反対闘争を契機に再びもちだされた政治スト違法論をたてにした弾圧とのたたかいです。労働法学は前期の労働ストを契機にうちだした政治スト合法論を、よりはりさげた形での抵抗の法理を提供しましたが、とりわけ安保闘争にかかわつては純粹の政治ストが問題焦点となり、抵抗権と結合した形での安保闘争擁護の論陣をはりました。

V 第五期——分裂攻撃・組合

丸がえ策との対決

第五期は、安保闘争後の昭和三六年ごろから昭和四〇年ごろまでの時期で、政治的には新安保体制強化の路線、経済的には高度経済成長政策

を基軸に労働政策が展開された時期です。

未曾有のもりあがりをもせた安保闘争で危機感をいだかされた支配層は、岸内閣に代わり池田内閣を登場させますが、池田内閣は弾圧一本槍の対応にかえ所得倍増論、社会保障の拡充などのアメの政策を看板にうちだしながら、しかし実はしらすしらすうちに労働組合を体制内に封じこめ、高度経済成長政策を軸に産業の再編・合理化をおしすすめるという政策をその基調にすえ、それにそつて個別資本の労働組合対策・労務管理も多角的かつ巧妙さを加えるにいたります。

その一は、組合まるがかえ政策の推進です。従前の組織攻撃が直さ的な形の分裂攻撃を基軸にしていたのにたいし、この時期にあつては「戦略的にはまるがかえ、戦術的には分裂」といわれるような組合まるがかえを基本においた多角的な組織攻撃の方策をとるにいたります。

(1)「職制」増員、非組合員化、管理者教育の徹底を通じての労務管理体制の確立、(2)社内報、従業員研修などを通じての思想攻撃、(3)人事異動を通じての組合まるがかえの布石、(4)労使慣行の一方的破壊を通じて

ての組合活動の規制、(5)職場交渉の排斥・交渉ルールの厳格化、交渉事項の制限などを通じての団交規制、そしてそれらの諸方策をもつてもま

るが、かえに失敗したばあいの、(6)大がかりな分裂攻撃がそれです。すくなくとも闘う姿勢を堅持する労働組合であるかぎり、例外なくこれらの組織攻撃の洗礼を余儀なくされたといつてよいし、それだけに組織攻撃との闘いがこの時期における最大の権利闘争の課題になり、それに対応し不当労働行為の法理の構築が労働法学の理論課題になりました。そして、それなりに組織攻撃との闘いの法理を提供してきたといつてよいでしょう。

その二は、上述のような組織攻撃の地ならしをふまえての、(1)労働時間管理のしめつけ、(2)労働密度の増大化、(3)賃金体系の合理化、(4)諸休暇取得の規制、(5)出向・配転・結婚退職・若年定年制の導入、退職勧奨といった人べらしなどの「合理化」の推進であり、それらの労働条件きり下げとの闘いもまた、この時期における避けてとおれない権利闘争の課題でありました。

その闘いにおけるせめてもの抵抗の法的武器が労働基準法であっただ

けに、労働法学の関心も労働基準法論にむき、それなりの抵抗の法的武器を組合運動に提供してきたといつてよいでしょう。

Ⅵ 第六期——高度経済成長政策の矛盾の露呈と労働法

第六期は、昭和四一年あたりから昭和四七年ごろまでの時期で、高度経済成長政策の矛盾が露呈しだし、また労働戦線の再編が問題になった時期であるし、また一九七〇年の安保の再検討期を前に政治活動抑圧の攻撃がエスカレートした時期でもあります。

前期からの高度経済成長政策を基軸とした産業再編・合理化の強行は、一つには労働災害・職業病の激増という形で、いま一つには公害の社会問題化という形で、その矛盾を露呈するにいたりますが、後者の問題については労働組合のとりくみのうちにおくれが非難的にさえなりましたけれども、前者の問題はこの時期における権利闘争の主要な課題としてとりくまれ、それだけに労災・職業病問題がこの時期の労働法学の主要な研究課題になりました。

そして、公害問題にかかわっては、わずかながら芽生えつつあった

労働組合・労働者の公害闘争を擁護する法理の構築が労働法学の関心をひき、学会のシンポジウムでもとりあげられたところでもありました。

労働組合じたいの公害問題にたいするとりくみのたにおくれのなかで組織されたアクティブな一部組合員による公害源摘発闘争にも関連することでしたが、この時期に問題化した労働戦線の「右翼的再編」の試みにかかわって、また労働組合の右傾化・官僚化傾向との関連で、組合内における少数組合員の権利問題が学界的関心をひいたのもこの時期でした。

それは、前期以来おしすすめられてきた組織攻撃を通じすでにまるがかえされた労働組合のなかで戦闘的組合運動の芽をいかに育てるかという実践的関心にうらづけられた労働法学の問題とくりくみであったといつてもよいでしょう。そして、その延長線上の問題として、労働組合の統制機能の限界、それとのかかわりでの協約自治の限界問題が労働法学の理論的関心をひきました。

この時期を特徴づける権利闘争上の問題焦点の一つとして看過できないのは、一九七〇年の安保の再検討期を前にひかえての政治活動抑圧政

策との闘いでした。前期から強められてきた組織攻撃のねらいの一つが労働組合の政治闘争からの隔離であったし、この時期になると政治活動にたいする「無差別爆撃的攻撃」がつよめられ、(1)企業内政治活動の規制・報復処分、(2)公務員法上の政治活動禁止をたてにの刑事弾圧・報復処分、(3)街頭政治活動にたいする刑事弾圧事件が激増し、それとの闘いが避けてとおれない権利闘争の課題としてうかびあがってきました。

おのずから、それまで労働基本権論にもっぱら関心をそそいできた労働法学も、政治活動の自由の法理論的はり下げにとりくまざるをえなかったし、またそれなりの理論的対応を試みてもきました。

いま一つ、いやむしろこの時期における最大の権利闘争の問題焦点だったのが、スト権奪還闘争であることはいままでもありません。長年の抵抗期をふまえ、「スト権奪還はすでに射程距離に入った」をあい言葉に反撃の段階にはいったのがこの時期からといつてよいし、その契機の一つともなったのが、昭和四一年一月二六日の最高裁・全通中郵判決以来の裁判例の前進であり、その判

例理論の一層の前進をバックアップするためのスト権論のほり下げがこの時期における労働法学の主要な課題にもなり、多くの研究発表が試みられたことは周知のとおりです。

VII 第七期——高度経済成長政策

の破たんと権利闘争・労働法

第七期は、昭和四八ごろから今日までの段階で、高度経済成長政策が完全に破たんし、自民党の低落傾向が顕在化すると同時に、革新陣営内の「競闘」が激化し、それが労働組合にも反映するという複雑な動向のなかで、反面、複数组合併存下における組合間差別撤廃闘争、親会社の責任追及闘争、スト権奪還闘争などがあらたな展開をみせた時期です。この時期における権利闘争、労働法学の課題は実に多面的ですけれども、その主要なものをあげると次のとおりです。

①政党支持問題・統制処分の可否

その一つは、前述の革新陣営内の「競闘」の激化の反映として、労働組合の特定政党支持問題を契機とした組織動揺・分裂さえ現出するなかで、労働法学は好むと否とを問わず特定政党支持決議、そして統制処分の法的拘束力いかなの問題に理論的

対決を余儀なくされました。

②複数组合併存と少数組合の権利擁護

その二は、複数组合併存下における組合間差別撤廃闘争の前進です。従前は、いったん分裂すれば第一組合は少数組合化し、ついには先細りしてしまふのが常態であったのが、少数化した第一組合の反撃が組合間差別撤廃・撤廃要求闘争を軸に展開され、かなりの成果をあげてきました。

反面、資本の側の第一組合対策も妥結月払方式、さし違え条件の提示による第二組合との協約締結・第一組合との協約締結拒否を通じての組合間差別といった具合に巧妙をきわめるなかで、複数组合併存下における組合間差別とその不当労働行為の成否の判断基準の解明が労働法学の理論課題になってきたのもこの時期です。

③経営形態の変化・親子会社問題と使用者概念の拡大

その三は、中小・下請企業関係労働組による親会社に対する団交要求、親会社の不当労働行為責任追及などの闘争が全国金属などで組織され、一定の成果をあげてきたことです。それは、もちろん「使用者」概念拡大の関いであり、労働法学にお

いてもその法理論的裏づけが理論課題になり、それなりのとりくみを試みてきていることも周知のとおりです。

④スト権回復闘争とその原理論の構築

その四は、なんといってもこの時期における権利闘争のハイライトをなすスト権奪還闘争の質的転化です。これは前述した抵抗から反撃の過程をふまえ、いよいよ立法的解決を要求する決戦段階にはいつてきたところに特徴があり、それだけに労働法学の理論関心はスト権問題解決の立法論議に移り、むしろ組合運動のとりくみに先行し立法構想提示の必要性和立法的解決にあたっての値切れない基本原則の提示に理論的努力をはらってきました。

それは、スト権問題の原点を明確にすると同時に、人権回復の視点から値切れない一線を確定するものであり、政策的サジ加減でその場をとりのつくりおこうとするものにとつては邪魔になるのも自然といわなければなりません。スト権ストの前後から登場してきた経済学者からの労働法学批判もその表明以外のなにものでもなく、それらのスト権問題の原点を歪曲する思想攻撃的論調との対決がいま労働法学にさしこまれて問わ

れている理論課題でもあるわけですね。

中山 戦後の権利闘争の流れとそのなかでの労働法学の役割についての初井さんの総括的であり、かつ詳細な分析によって、問題のほぼ全容が明らかにされたように思います。これだけ厚い背景のなかで形成され、展開してきた労働法学の位置づけや評価が、単純な「進歩的」かどうかの論では歯がたたないことも明らかといえましょう。経済学の側の一部から、どうしてあんな軽率な批判が「科学」の名をかたりながらでてくるのか、むしろ不思議に思われます。

2 日本の労使関係・企業

別組合と労働法学

中山 今日までの権利闘争の展開とこれに対する労働法学の取組みの全容をみながら、ここでとくに、民間部門の労働者の権利闘争と労働法学の役割というところで問題とされるべきこと、あるいは課題といったことについて少し意見を出していただけたらと思います。本多先生いかがでしょうか。

▽権利意識の高揚の反面、企業意識の「牢固さ」も——これにどう取り組むか

本多 民間の場合もやはり、権利意識をどこまで根づかせるかということが、権利闘争論のいちばん大きな課題であったし、労働法学がその面で大きな役割を果たしてきたということは、客観的に明らかだと思うのです。

とくに団結権の意識ですね。不当労働行為という制度を媒介として、団結権あるいは労働基本権の意識が、労働者の中に定着してきていると感じます。あるいはまた、協約論とか争議権論などによって、権利意識が非常に高まってきたという面もあるし、労働基準法上のもろもろの権利や労働契約の面で唱えられてきた種々の法律論が、権利意識の高揚に役立ってきたことも確かです。

日本では、労働組合に限らず一般に「法律万能主義」のような考え方があるものですから「法的にはいいたいというふう」に考えられているのか」ということを、労使双方とも問題にしてくる。これが、労働法学に対する関心を運動の側も非常に強

く持ってきた一つの原因ではないかと思っています。

ただ、一方で権利意識が高まってきたという反面、労働者の「企業意識」とか「企業帰属意識」と一般によばれている、これと対立するような意識が根強いことも無視できない。この企業意識の根源は、日本人の集団主義的なものの見方、考え方、個人主義的でない集団主義的思考というものがあって、それが企業内で増幅されていると私は思うのですが、いずれにせよこのような意識が個人の自由の意識、あるいは権利意識というものの成長をはばむ大きな要因になっている。

とくに民間の大企業の労働者についてこの企業意識の根強さを感じるのですが、労働法学にとっては、その辺のところを掘り起こして、ほんとの意味で権利意識が定着していくようにするためにはいったいどうしたらいいのかという問題に取り組むことが、一つの重要な課題ではないかと思っています。

中山 横井先生どうでしょう。

▽企業別組合オンリーの法理という批判はあたらな

横井 戦後の労働法理論を考えて

いった場合に、見方によれば、企業別組合だけを前提とした法理論形成ではなかったかという批判もあるとは思いますが、これはしかし労働法をやっている者からみれば、どうしているものではない。現状を踏まえていった場合には、企業別組合の団結自身の問題が視野のうちに入ってくるだろうし、企業別組合という組合の団結活動を法理論としていくに形成していくか、そこに力点が置かれるのはあたりまえだろうと思うのです。

ただ、それだからといって企業別組合を前提とし、あるいはそれに執着しながら労働法理論が形成されてきたわけではない。産業別組織への脱皮という展望が多かれ少なかれあって、その上に立って労働法理論形成がなされてきた。このことは、たとえば、企業別協約と上部団体の団交権、企業別協約と産業別統一闘争、団結権擁護理論としての不当労働行為理論、さらには日常的な組合活動理論にもはっきりあらわれているものでしょう。

なお、運動次元での産業別組織への脱皮との関係でひとことふれておきたいのは、ILO闘争というものがそれにたいして一つの触発的な役

割を持っていたであろうということです。

ILO闘争の担い手の公労協というものを、雇用別組合というか、一つの産業別組合的なものとして考えていくのか、いろいろ問題はあるかと思いますが、それが企業別の民間組合にはね返っていったら、産業別の横断的な闘争、さらには権利闘争の重要性を認識せしめ、それへの取り組みの必要性を経験的に感じせしめていったという要素は、無視できないだろうと思います。

とはいえその現実の運動領域で考えていった場合に、両者の経験交流や連帯のしかたそのものがよかったかどうか、またつねにそれについての自覚的反省的な検討が十分になされてきたかどうかについては若干の問題はあると思いますけれどね。とくにこの間のスト権ストについてはそうしたことを強く考えさせられました。

中山 いまの横井先生の発言は、戦後三〇年たった労働組合運動の現段階をどう評価するか、とりわけ企業別労働組合の産業別労働組合への脱皮を展望した企業別組合主義批判が、現段階でどういうところに到達しているかという現状認識の問題に

かわるところがあるように思いますが……。

▽「企業別組合の再検討」の

論議の問題点

横井 いま問題としたこととちょうど逆の形で比例もあるようです。すなわち、従来の主流的労働法理論に対しては、「それは、欧米における横断的組合を一つのいわばイデアルタイプとして描いて、それを善だとし、それを基準として企業別組合の是非を論じているのではないか」という批判です。図式的なそういう見方があることは、否定できないと思う。

企業別組合から産業別組織への脱皮というのは、私は必然的な傾向だと思えますけれど、現在ちょっと気がかりなのは、一部において台頭してきている企業別組合の見直しという事です。今日では、欧米においても、一部企業別組合的なものが出てきて、それに一定のプラスの評価があたえられているようですし、また横断的な組合の企業の場合の機能にたいしても積極的な評価があたえられているようです。

一部では企業別組合の見直しが唱えられ、その組織形態の現状肯定が行なわれているようです。だが、企業別組合そのものが企業の場合で持っている役割というものと、横断的組合が企業の場合で持っている役割とは、同一には考えられないだろうと思います。企業の場合における組合機能を重視するとしても、そこでの組合活動にたいし、横断的、産業別の見地からそれを組織的にコントロールすることができるところと、これが組織的に欠如しているところでは、とうてい同じようには考えていけないでしょう。

そこところが、最近における「企業別組合の再検討」という声に對してもっとも気がかりなところだし、もっとも問題のあるところではないかと思えます。

片岡 話がちょっと横にそれるかもしれませんが、私の最近の印象では、イギリスの労働組合の傾向が非常に気になるのです。

国家レベルではソーシャル・コントラクトを労働党政府との間に交わして賃上げを自己抑制する。一方企業レベルでは、あれほどドイツ型の共同決定法とか経営組織法（経営参加）に反対してきたイギリスの労働

組合が、TUCみずからほぼ同じような型の経営参加を打ち出してきている。そこには、労働組合が国家機構に統合され、また企業内部でも重要な支え手となっていくような傾向がみられる。結局はイギリスは体制の選択を迫られているといっているのだと思うのですが、現体制のまま落ちて着くところがイギリスのようであるとすれば産業別組合、あるいは横断組合の発展方向自体問題であり、その上、体制内的问题というか、資本従属的性格が強い日本の企業別組合はいったいどうなるのだろうか。

沼田 組織論、運動論みたいになってきたね。

片岡 つまり権利闘争は権力闘争の問題だ、それを意識しない真の権利闘争はありえない、ということなんでしょうけれど、そういうことと関連して民間の労使関係・組合運動について具体的にどういうふうなアプローチをするかが問題だろうと思えます。こういう点からみると差し迫った問題があるのではないのでしょうか。

横井 それが労働法理論とどう結びつくかということが問題ですね。

▽「日本の特殊性」と法の妥当ということ

沼田 労働法理論でかつて問題提起がされたのは、「日本の特殊性」というものを法理論の中でどういう意味において反映するか、ということですね。それと問いの系譜は同じだと思ふ。みられるのはまず、日本の特殊性を日本の組合の弱さと捉えて、その弱さを法律論でカバーしてやらなきゃいけないんだという議論ですね。そういう考えを持った人はいないではないし、そのことにも意味はあるのですよ。

だけど、それだけではなくて法の妥当の仕方ないし妥当構造といいますが、この問題と特殊性が絡んでくるのです。日本の特殊性ということを感じることが法理論的に要求されている、しかもその願慮するしかたがまた法理論的に要求されている、という構造を持って解釈論の中に反映するのだと思うのです。

だから、これも追隨論を生み出す場面なんだけれど、これまた私にいわせると追隨なんか少しもしていない。学問論的要請からなんであって、そんなことをいわれてもへとも思わない。

結局、その特殊性のとりえ方は、たとえば企業別組合が弱いという側面、その中で助けてやらなきゃならないということだけではなくて、こういう特殊構造自身が個人の意思を超えて出てきている、必然的・構造的なものであるという把握の仕方でしょう。そしてその構造的なもので努力して、これを民主化する、あるいは労働者階級の連帯というものに発展させていく。

たとえば職場闘争というものをみる場合、ヨーロッパのような超企業の組織を理想像だと考えて批判する。だがね、横断的組織がつかないものだと単純にいけない、というのは、問題はやはり民主的な組織としての形成でしょう。だからいかに横断組合でもボスが握っている組合では職場委員中心の山ねコストが起ころうということも避け難いし、さらにむしろ労働運動の発展を期待しなきゃならんことだってある。

だから形態論だけではいかんのですよ。民主化というものを踏まえて超企業的な階級連帯へどうもっていかかということになると、やはり職場闘争の位置づけというのは相当大きい問題ですね。

その職場闘争の行なわれる場とい

うのは、まさに日本的労使関係の場ですからね。そうするとその特殊な諸状況の中で何が必然的行動形態であるかということを考えざるをえないし、それがやはり日本の労働運動の発展と法の正しい妥当の仕方を支えているんだ、ということを考える。その中でたとえばピケット論、あるいは生産管理論、あるいは座り込みスト、あるいは職場闘争の諸形態というものについていろいろな理論を構築する。これは何も組合運動に追随しているなんてものとはおおよそ関係がないでしょう。

片岡 横井さんのいわれたのは、超越的批判をどう位置づけるかということだと思ふのですが、「追随」にならないようにするために……。

沼田 それは不可欠の要素として労働法学の中に入っていますよ。だから、学問との関連はそういうかたちで提起されてくると思います。日本の特殊性というものをどう考えるかという問題としてね。よくものを見ない目には進歩的労働法学者の追随のごとく見える現象もよく事柄を見ていく目で見れば追随ではない。まったく理論的な要請から、それをしかるべき位置づけをやりながらやっているわけです。

転換期における労働組合の権利闘争

A 5版 定価 2,500円

沼田稲次郎
松岡三郎
青木宗也

編

青木宗也 著 300円

労働基準法入門

沼田稲次郎 著 370円

権利闘争講話

片岡昇 著 350円

労働協約入門

渡辺洋三 著 300円

労働組合の権利闘争

沼田稲次郎 著 300円

変動期の労働運動と権利闘争

沼田稲次郎 著 300円

現代のストライキと権利闘争

片岡昇 著 300円

七〇年代に入り、経済的・政治的な諸矛盾は全面的になり、複雑多様な現象が労働者生活・労働運動に現出せられてきている。この歴史的現在を全体的にとらえるとともに、現下の権利闘争の理論的・実践的課題を究明した待望の書。

- ▽変動期の労働運動と権利闘争
- ▽現代のストライキと権利闘争
- ▽官公労働組合の権利闘争
- ▽政治活動の自由と経営秩序
- ▽団交権保障の主体と権利行使の正当性
- ▽労使関係の変動と労基法
- ▽労働時間短縮と権利闘争
- ▽合理化と人事闘争
- ▽公害闘争と労働者の権利
- ▽七〇年代安保体制と民主主義の危機の問題

沼田稲次郎
片岡昇
佐藤昭夫
榎井常喜
島田信義
青木宗也
松岡三郎
本多淳亮
外尾健一
渡辺洋三

労働旬報社

東京都千代田区神田神保町 3-17-18 協同第一ビル

スト権ストを契機とした労働法学批判をめぐって

経済学者の「労働法学批判」の意味するもの

中山 それではつぎに「労働法学に対する批判の意味するもの」に入ります。そのうちのプロレーバー批判と渡辺批判については、すでにいままでの討論でほとんど全部カバーされたと思いますが、第三のスト権ストをめぐって経済学者の側から現われた新しい批判——内容的には新しくないでしょうが、一応新たに現われた批判として小宮論文、高梨論文について、報告で若干問題点の指摘がありました。

そこでこれから、その小宮批判、高梨批判の意味するものについて少し論議をしていただきたいと思います。

1 経済学者の労働法学批判の背景とその特色

初井 スト権問題にかかわっての経済学者の労働法学説批判をみるばあい、それがこの時期に登場してきた背景というか、それを支えた条件

の分析がこの問題をみる場合大事だという気がします。その点、一つにはスト権問題についての自民党政府の巻き返しがとりわけ「専門懇」発足以来意識的に試みられてきているが、その延長線上に小宮論文が登場したという気がするし、現に小宮論文が出たあと自民党内でそれを素材にしての研究会がもたれてきているという話もききます。

従来、スト権問題についての自民党の理論的支柱がなかった、たのみにする最高裁イズムも色あせてしまった。それに代わる理論的支柱がどうしても必要だったし、労働法学説批判で巻き返す必要があった。専門懇をつくったときからそれができている。その期待にこたえ登場したのが小宮論文だったと思います。

高梨論文のほうは小宮論文とは少し性格が違って、スト権ストが現実的な成果を上げえなかったところから一部組合幹部の中に、人権論の視点から値切れない一線をうちだす、

したがって容易な妥協を批判する労働法学説にたいする、つきあいきれなさ。からのカゲロが現われてきている、それと結び付いたかたちで出てきているのではないかという気がします。そういう意味では小宮論文と高梨論文とは、共通の理論的根拠をもちながらも、その動機なり問題意識には違った要素が介在しているような気がします。そのあたりの差異はつかんでおく必要があると思います。

▽経済学者がする批判の特色とその役割

初井 ところで、小宮論文の基礎をなすものですが、すくなくとも次の三点は看過するわけにはいかないでしょう。

その第一は、これは小宮論文だけではなくてすべての経済学者のスト権論議に共通していることですが、労働法学批判に重点がおかれていることです。これの意味するものです

が、それはほかでもなく人権論の視点からのスト権論の排撃としての意味をもっている。スト禁止体制を基本的には踏襲しながら、せいぜい部分的な解放でもってお茶をにごそうとするものにとってじゃまになるのは、人権論の視点からのスト権論だろうと思う。何故ならば、そこでは値切れない一線というものをうち出してきているわけですからね。したがってそれをあたかも教条的な青くさい書生論議かのようにたたきということが、問題をもっぱら政策的裁量に解消し、恣意的なサジ加減ですまそうとするものにとっては必要になつてきている。いわばスト権問題の原点の歪曲のための地ならしです。

そういう意味では権利闘争に対する一種の思想攻撃という側面を持っている。この点がこの問題をみる際いちばん重要ではないかと思えます。

第二には、スト権奪還闘争と一般国民との対立感情の煽動の役目になつていくということです。スト権奪還闘争の積上げのなかで、スト敵視の国民感情は徐々にあられ緩和されつつあり、ストにともなう国民の受ける不利益についてある程度やむ

をえないのだというムードが出てきていましたね。これに対する巻き返し——つまり、いかに国民の受ける不利益が深刻か、しかもいかに生存権の侵害であるか、非常にエスカレートさせて組合運動と国民とを対立させるムードづくりの役割を小宮論文は果たしているし、またそういうねらいがあったといってもよいと思いますね。

第三には、公共部門の場合のストライキがいかにナンセンスかということを経済科学的分析の名をかたうて強調することにより、スト権回復がいかに「有害無益」かのように描きだしていることです。

つまり、一つには、公共性を持っているんだからストライキをやれば国民の福祉——「福祉」ということばをわざわざ使っているところが非常にまやかしたと思うけれども——に致命的な影響を与える必然性を持っている。反面、いま一つには当局側には当事者能力がないのだからストライキは取引上の圧力たりえず何も解決できない。にもかかわらず国民にだけ迷惑をかけている。したがって官営事業の場合にはスト権付与はナンセンスであるという発想になってくるわけです。

その結論したいは、法理論としてみるかぎり、すでに克服された古色そう、ぜんたるものだが、それをめずらしくも経済学者が、しかも社会科学的分析のふれこみで試みたところに看過できない危険性が内包されていると思うのです。

だから、素人眼では「いいところ」だった。労働法学の盲点を突いた」ということにもなりかねないわけだ。

(笑)

ただでさえストは迷惑だという意識がある上に、それをもっともらしく社会科学的分析の名において理論化(?)してくれたのだから……。

そういう意味では、小宮論文は、本人の主観的意図はともかく、客観的には悪質だし、現に専門懇意見書の理論的源泉にもなっており、好むと好まざるとを問わず、それとの理論的対決は避けるわけにはいかないでしょう。

▽高梨氏の「批判」の特色

中山 小宮論文は専門懇意見書とだいたい同じ基盤の上に書かれているわけですが、それに対して高梨論文は専門懇意見書を批判する立場から、かつ労働法学に対する批判をしているわけですね。

本多 高梨論文(ジュリスト六〇

四号)は、骨子だけいいますと、スト権をめぐる労働法学者の憲法論議がいかに不毛でしかも無益な努力であったか、いたずらに問題をエスカレートさせるばかりで、建設的・具体的な政策提言の道を閉ざすものであったか、ということ強調するわけですね。そして結局、スト権問題については、憲法次元の法解釈から脱却せよとまでいっています。スト権については専門懇意見書と同じように、それは団交の補完物だと認める立場にこの人は立っています。それで、当事者能力を強化せよ、団交関係を確立する以外に道はないんだ、ということ強調する。これがだいたいの骨子です。

ところで、私個人のことに触れておきますと、高田保馬教授の「貧者必勝」「民族耐乏論」の論理と私のスト権の論理の立て方が一緒だという批判を受けたわけです。つまり、低賃金と劣悪な労働条件が労働者の団結とストをひき起こしてきたという歴史的事実を書いたのに(朝日ジャーナル一九七五年一〇月二四日号)、その考え方が実は民族耐乏論だ、貧者必勝という議論だ、というふうに批判されているわけなんです。

す。

これはどう考えても見当違いだといわざるをえません。この部分に関しては、歴史的・客観的な事実を指摘したつもりなのですが、それが何か独自の主張を展開しているのかの点とくねじ曲げられているわけです。この批判を見ながら感じたことは、労働法学者が認識している労働基本権生成の歴史的過程——こういうわかり切ったことが、労働問題を専門にやっている経済学者に理解されていない。そのことに対してむしろ驚いたわけです。

2 機能主義的論法とその役割

本多 ところで高梨さんのことはともかくとして、いま榎井さんも触れられたのですが、専門懇意見書、小宮論文(週刊東洋経済一九七五年一月一日号)、小宮・榎井両氏の論文を読んだ氏原教授の論文(同上一九七五年一月二九日号)、などを通観して感じるのは、さきほど「プラグマティズム」ということばが出たのですが、私は、一種の機能主義といえますか、ファンクショナルリズムの論法ではないかと思う。

機能主義というのは、私の理解では、物事の実体とか本質それ自体を明らかにしないで、いろんな現象の結合とか関係とか連関の中で対象をとらえていく。つまり、もろもろの要素の相互関連とか相互作用の中から全体をとらえる、という方法的な立場だと思ふのですね。社会学の領域などで最近しきりに用いられている一つの手法です。

専門意見書はご承知のとおり、ストの国民生活への影響ということに過大に描くことによって、スト権否定の論拠にするわけです。小宮論文でもその点ではまったく同じで、ストの影響ということを強調しながら、きわめて限られた場面以外はスト権は認められないんだという結論を出してくる。

氏原教授も、スト権問題は、いかにすればストをなくし、国民の被害を少なくすることができるとかという観点から出発しなければならぬという前提に立ちまして、過度の法律主義を排除すべきだというふうに戒めているわけです。そして結局、労働基本権と国民の基本的人権との調和、あるいは独占的事業におけるパブリックコントロールと公開の原則の具体化を探ることが問題解決の基

本だ、というふうに主張しておられる。

専門意見書や経済学者のこれらの論文に共通する点は、憲法に照らしてスト権の規範的な構造を論じること避ける、というよりはむしろ、そういう論議を非難する。そして、もっぱらストライキのもたらす社会的作用とか、国民生活への影響という観点に主眼をおいてスト権問題を論じている。だから、その論議は政策的なものに終始しているわけです。

スト権問題には、政策的に判断しなければならぬ側面があることは否定できませんが、その政策論に入る前に、少なくとも労働者の基本権として憲法上保障されている以上は、その保障の最小限のワケはどの範囲かということを確認しておく必要があるわけですね。それが憲法論であり労働基本権論です。

政策論展開の前提として、だれもが守らなければならない共通のルールとか土俵を設ける。これが労働基本権論の任務であると思う。

ただ、遺憾ながらその辺の論議については、労働法学の内部でも、イゼオロギーの対立が現実認識の違いのわかりませんが、若干の対立があ

る。そこで、法律論に弱い経済学者などの目から見ますと、不毛で無益な論争だというように映るのかもしれない。

しかし、労働法学者は決して観念的な憲法解釈論を展開してきたわけではないんで、いうまでもないことですが、世界各国におけるスト権保障の歴史的意義や現実的意義とか、労働者および国民の権利意識の動向とか、ILOなどの国際的な動きとか、そういうものを十分に見極めながら、スト権の規範的構造を論じてきたわけです。その上で、公共部門のストが社会的影響をどの程度持つかということも十分に配慮して、立法論を展開してきた。

ですから、そういう基本的な姿勢に誤りがあるとは、とうてい考えることはできない。立法政策を論じる前に、憲法によって規範的に要請されている最小限のワケを確定してからでないか、その議論はまったく恣意独断に走るわけです。労働法学者であろうとなかろうと、そういう規範的要請を無視してスト権を論じることが許されないのではないかと、と思います。

他方、専門意見書とか、経済学者たちのとっている機能主義的な論

法ですが、これは重大な危険性がその方法論の中にふくまれていることを指摘しておきたい。というのは、この機能主義的な論法はその特徴として、事物の実体とか本質、この場合でいえばスト権自体の構造ですね、そういうものを明らかにしないで、もろもろの現象の相互関連とか相互作用、ここにいえばストの国民生活にもたらす影響とか社会的機能とか、そういう面ばかりに注目して問題をとらえようとする。

こういう論法をとると、一見科学性を装うのですけれど、非常に主観的・恣意的な判断が横行しやすい。問題の客観的な真相というものが被い隠されてしまう。あるいは事態の基本動向から目をそらしてしまう。そういう可能性がこのような手法には必ずふくまれているのです。しかも、体制とか権力に対する根本的な批判の視点を欠いておりますから、どうしても現状肯定、体制追従という姿勢になりやすいわけです。

もちろん部分的には、現状からの改善を論じる場合もあるのですが、それは大ワケで現状を肯定した上での弥縫的な手直し論にとどまるのが通例だと思ひます。

ですから、社会的な運動が進展し

て状況が大きく動こうとしている場合には、こういう論法はしばしば反動の役割を演じるのです。私はそういう批判を持っています。

3 治安的対策を改めさせるような、太陽的理論をつくれと――

片岡 そうした話を聞いていますと、労働法学者への批判が出てくる、そういう現実的基盤がある点は重要ですね。「スト権スト」のもたらした一つのリアクションとして、成果が得られなかったということが理論の破綻を示すものだ、といったような受け止め方、またそれを一つの基盤にして一定の社会的影響力を拡大しようとするような動きですね。

粗井 運動に対して影響を与えるというよりも、指導層に対するムーブ的な影響というか、指導層が内心思っていることを代弁するというふうな側面があるような気がします。たとえば、組合側も合意した公制審答申でも、スト権問題がもたらした立法政策の問題であることを前提にしているでしょう。これでいけばうまくいったのを労働法学者が筋論で

勇ましいことをいうものだから、自民党政政府をしてかたいカラに閉じこめてしまったのだ、というふうな、全く「非科学的短絡的」な結びつけをやるわけで、それが高梨論文の最後のことばになったと思うのです。労働法学者は、つめたい風でなく自民党政政府をしてマントをぬがせるにたる太陽のような理論をつくれ、と……。

頑迷な自民党政政府をしてスト権承認の方向でマントをみずからぬがせる太陽的理論といえ、事実上ストを抑圧しようようながらがらめの条件つきスト権付与の立法構想を提示するか、そうでなければ労働組合が戦闘性を放棄して御用組合になる以外にはない。御用組合になればいつでも安心してスト権を返してくれましますよ。そんなスト権回復なんてわが国の労働組合が積年追求してきたスト権奪還の宿願とは縁もゆかりもないのはいうまでもありません。自民党政政府のおめぐみでスト権を返してもらおうというのではない。不当にもうばわれたスト権を返せという闘いがスト権奪還闘争です。

その決着の原動力は組合自身の闘争力であり、自民党政政府をよるこぼせる理論ではないのはいうまでもありません。

りません。

ところが高梨論文ではそのような、運動を媒介にしてこそ理論が生きたというあたりの自覚がないのですね。つまり経済学者、少なくとも高梨氏と議論していると、理論で何でもものが片付くみたいな、変な思ひ上がりがありますね。

片岡 抑制を欠いているわけですね、逆に。(笑)

粗井 スト権奪還を自分じしんの主体的課題としてでなく、野次馬的立場からの発言としか思えないですね。したがってその発言は不誠実です。要するに労働法学者の足を引っ張りさえすればよろしいということでしょう。

▽どういう立場でものをいつているのか

片岡 そういう見解を主張する人は、自己の理論の持つ歴史的役割とか、客観的意義ということを見識しているのですかね。

粗井 考えないからいえるのでしようね。

片岡 それだったら先ほど横井さんがおっしゃったこととまったく同じ結果になる……。

粗井 自分の役割など考えない連

中が、そういう没イデオロギーを標榜しながら、実はイデオロギー的な役割をしているわけです。

片岡 没イデオロギーという理論は本来ありえないわけで、それを自覚しないで主張するところに問題があるわけですね。先ほど申し上げていたように、労働法学者のほうはその点を明確にしているわけですよ。

本多 沼田先生が出された冒頭の質問に関連していえば、この人たちは自分が反動だとは思っていないのでしようね。むしろ中立的であり科学的だと思ひ込んでいるのではないですか。そして労働法学者の姿勢のほうに政治的だと思っているのでしよう。

粗井 むしろ労働者の味方だと思ひ込んでいるのかもしれないね。高梨さんは。季刊労働法の座談会の速記のなかで「自分たちだけが労働者の真の味方で、おれの批判することはけしからんなどというが、これは科学者としてあるまじき態度だ」というふうに書き加えられていたところをみるとね。しかし、批判されるのをべつに怖がっているわけではなくて、批判するならもっと「労働法の勉強をしなうえにしろ」といっただ

けの話だ、と書き加えておいたのだけどもね。(笑)

全然勉強しないで批判しているわけですよ。ムード的にたたいてるわけですよ。だから、たとえば「ストライキ権を憲法二一条で論証しようとするのは苦しいあがきである」というようなことをいう。憲法二一条が労働法学で問題にされているのは純粹の政治ストの法的評価の視角としてであって、スト権じたいの根拠としてではない。その問題構造さえ理解しないで労働法学を批判しているわけで、そのあたりの労働法学者批判を繰り広げる人たちの不誠実な態度というのは、度し難いですね。度し難いけれども読む人からみれば、それがひとり歩きするから怖いんですよね。

4 体制側の動向をみよー

ー全体主義に対する抵抗線はどこにあるのか

▽人権論の意味を考えよ

沼田 しかし世代の違いもあるかもしれないよ。戦後改革は遠くなりにつれてという感じです。

大原社研の創立五〇周年だったか祝賀会に出ましてね、その時に加藤

勘十氏と西尾末広氏がきたんです。

加藤勘十氏は自己批判を非常に率直にして、「あのファッショ化のとき自分からは闘わなかった、何かそれに乗っていくことによってやるんじゃないかと考えたのは間違いであつた」というのです。

西尾末広氏は、その次に立って、情勢に適応してあくまでも組織を守つたのであつておれたちのやつたことは正しい、という。

そのつぎに私がいさつしましてね。ご承知のように大原社研が旬報から出した『太平洋戦争下の労働運動』という本がありますね。あの本には総同盟の解体の弁が出ています。われわれはこれくらい反共運動に協力してきたのに、そして産業報国会にも参加してやったのに、どうしてつぶすんですかという泣き言の宣言です。そして総同盟が解散したわけですよ。私はそのことにふれて、総同盟が解散するにしてもせめて「あんなみつももないことだけは書いてもらわなければよかったのに」と西尾氏に皮肉をいったのです。いまは産業報国会を作れる時代ではないけれども、全体からみるととにスト権ストあたりから保守政党がファシズム化の方向に行きつつあ

るように思われる。これはスト権ストが媒介になったかもしれないけれど、それはご存知のように石油ショック以来の顕著な傾向です。スタグフレーション下での全体主義的傾向というのは……。そういうときに、そんな末梢的な技術論でスト権回復が実現するわけではないですよ。

憲法論のもつ政治的意義を過小評価するのは、全体的把握がないということです。全体的把握がないということは、一面的であつて科学的真理ではない。全体構造の把握の中でイデオロギーの持つ重要性というのは、歴史的にみたって明らかかとでしよう。

その点、近いところをみたって、七四春闘が三〇%の賃上げをとれて、七五春闘が一〇%かに抑え込まれた。これは労働陣営が、相手のイデオロギー操作に負けてしまったからですよ。賃金決定の場での交渉力量の問題ではない。七四春闘のときは資本悪というものが石油ショック以来非常に顕著に現われて、財界が危機感を抱いたでしよう。売り惜しみ・買いだめとか何とかでワーズと突き上げられてきたあの問題の中で春闘が組まれ、かなりの賃上げができたのですからね。福田が狂乱イ

ンフレだといわざるをえず、また政治献金もやりませんなんて土光がい出す。田中金脈問題がちらほらする。こういう状況の下で七四春闘が闘われた。これで、ともかくも三三%も取れたということになっているんで、それから後、体制側が態度を取り直したのに労働組合側が立ち遅れた。だから七五年はやられたわけでしょう。

賃上げのような体制内における経済的な取引ですら影響されるのです。いわんやいま課せられているのは民主主義の危機ですからね。財界が危機感を持ってきたとすれば、これに対し人民が危機感を持たないでどうするかということですよ。こういうときにいちばん支えになり、かつ堅持すべきは、やっぱり人権論であり、イデオロギー批判です。

全体主義が出てきてごらんない。それは社会的弱者の人間の生存を尊重するのですか。ヒトラーといわず全体主義の論理からいえば、役に立たない個人は養う必要はないことになりすよ。

そういう時期にこそ、まさに個人の尊厳を強調することが必要です。これはイデオロギー闘争です。

▽スト権を基本権として承認することとは民主主義自体の原理的要請

沼田 それから、大事なことは民主主義の基本原理というものをあくまでも守るということです。スト権という問題でも、本多教授が『朝日ジャーナル』に「民主主義を守っていく上にもスト権を与えることが必要である」と書いたのに対して「暴言とも思える見解」であるという批判があったそうだが、これは少しも暴言なんかじゃない。マル経の学者がそれを暴言だと感じるようになったところに問題がある。

そしてもう一つ大事なことは、スト権を承認することは民主主義防衛の手段という側面だけではないということ、民主主義原理そのものであるということをもっと強調してもらわないといかんと思う。

スト権を承認した上で、公共部門での必要な制限をめぐって政・労間でバーゲンが行なわれる。これはあったっていいのです。そんなことは少しも労働法学者の否定するところではありません。ただ、ストライキ権を基本権として承認すること、これは民主主義自体の原理的要請だから重要視するんですよ。官公労に

もスト権を基本的なものとして認めることが民主主義原理そのものなのです。

それを無視してしまうということは、政治的イデオロギー闘争の中では完全な敗北ですよ。いま体制の向かっていう方向というのを考えるとこれに対してのいちばん大きな歯止めを逃がすことになる。その民主主義的な基本原理になるものを、労働法学者は支えているし、多くの労働者がそれを支えているわけです。だからスト権ストが打ち抜かれたわけでしょう。

あの大ストライキがどうして打ち抜かれたか考えてみるといい。労働法学者のアジテーションだけであんな運動ができると思っているのかね。それほど非科学的認識をやっておいて何をいうか、ということですよ。そのこと自体、論者の主観性・一面性をいかに暴露しているのではないでしようか。

労働法学者の単なるアジテーションでできるものではない。民主主義Ⅱ人格性の自覚が組合員大衆のなかに出てきている、これが、あのストライキをやったのです。その理論的構成を労働法学者がやっているということですよ。そういうことを

全然認識しないで何が「科学的」ですか。

▽巨視的たれ

沼田 イデオロギー批判として反動的であるか、進歩的であるかについては、本多・榎井ご二人の批判におまかせしたいと思えますけれど、内在的に見てもその論理というのは、歴史的社会的運動法則に対する科学的認識を欠落していないかね。ある部分的な面におけるファンクシオンだけしかみていない。

そういうふうな文章を書く人というのは歴史というものを自分で考えているのかしらね。自分をうたかたのごときものと考えておられるなら別としてね。(笑)

もし自分の発言にいくらかの重みを考えておられるのであれば、もう少し巨視的に考えてみた方がいいと思うよ。

日本の民主主義を守るか、守らんかという時期の問題に際して、そのように視野の狭いことでやっていたのではとてもダメだと思います。また一部の「ダラ幹」はしらず、多くの労働者はそれでは納得いきませんよ。大衆というのは事の本質に対しては鋭敏に感じ取るものです。労働

法学者の議論が抽象的だとは労働者自身は受け取っていない。この事実をどう考えるのか。

そこを見逃しておいて「進歩的」労働法学者を「批判」——カッコ付きたがね——するというのは、何か知らん妙なあせりをすら彼らに感じね。何をあせっているのかね。

▽唯物史観とは何であるか

片岡 これは他の学問の領域に対する不満なのですが、経済学者相互の間でどうして論議がなされないのかという気がするのです。ホコ先が労働法に向かっているというのは……。

沼田 経済学者と一言でいうけどね、ファシズムへの途を体験した達識の大河内さんとか向坂さんと話をすればそんなことはいわないと思えますよ。自分の学問と思想とに泰然たる自信を持つ学者は、他の専門家の学問・思想・行動などについて深く読みますからね。

片岡 私がいうのは、いわゆる進歩的法律学者と、それに同調的な経済学者の間にも発想の違いがあるように思われるということです。

沼田 そういわんと近代経済学の強い流れのある経済学界では「科学

的」でないといわれるからかもしれないが、ほんとうはおかしいと思いますね。

労働法学者のいうことは太平洋の向こうでいうことではないから、目の前につきつけられた真実であるから、政府が拒絶反応をおこすのでしょう。つまり体制側では「マルクス」経済学者よりもイデオロギーの政治経済的機能をより深く知っているのですよ、直観的に。それだけに労働法学者が憲法Ⅱ民主主義の基調の確立を強調すると、権力側には非常に耳障りなんでしょうね。

ところが、マルクス経済学者、資本論を基本にしている学者が、政府機関では大いに使われるわけです。六法全書を基本にしている人間が権力側からじやまになってしようがないという、このことをいったいどう考えるべきものかね。

唯物史観というのはご承知のとおり、初期マルクス以来はじめからきわめて主体的な問題発想で出ているのですね。ヘーゲルの「パッサスの夜に踊る者がすべて理性の狡智、神の摂理に踊らされている」という観念論とも唯物史観は違う。パッサスの夜に踊る個人とか、超越的な理性の遍歴、馬上の世界精神などの美しい

観念ではなくて、まさにその中で踊り——生産も闘争も——ながら社会を変えていく現実的な歴史的主体の物質的生産活動とそれが生み出し相互に浸透する思想や意識——イデオロギー——でなくイデオロギーだが、それを根底にとらえていく。そのところに唯物弁証法の本義があるのであってそういう観点を捨てて、ただ仮説の理論としてのみマルクス資本論を使っている、そして「この現象ではこうなります」というだけをもってマルクス経済学者は、能事終われり」として議論をされているとすれば、これはカッコづきのマルクス経済学者であると私は思います。

そしてその知識を使っているものは誰か、自民党政府である。政府の諮問機関において、いろいろ議論するが、結局は現在の独占の必要というものに隷属するのではないか。労働法学者は決して資本主義社会の革命論をやっているではありません。人権論で革命論をやろうと思っただけではありません。だが、資本主義社会というものの自体の中においても可能なかぎり人民のための人間的生活の豊富化を前提において、政府に反対してはなかなかなる状況を実現していかなくやだめだと考えているから——学問

的にいえばかかる立場の真理性の自覚から、やっているわけですね。そういう立場からは、現在の独占の必要としているものに隷属することが具体的であって、それが科学的であるなんていうのは、潜越至極といわざるをえない。公制審査にもガッカリさせられたが、今度の専門委懇談会の見解にいたっては、大真面目に論評批判を書く気も起こらない。

年を取ったから少し気が短くなっているところもあるんだけど(笑) ぼくが生きているうちにスト権が返るか返らんか、専門懇意見書などでひきのばされていたんじゃないかね。

日本の民主主義自体が問題になっている時期に、あの人たちはやっぱり戦前を知らない人たちが世代の違いというか、あるいは戦前を知っている人たちでもあの軍閥体制の中で何の抵抗も感じなかった人たちが、権力が替わればそれにいつでもついていけるという考えの人たち、そうではないと、ああいう安易な政府への追従答申は書けるものじゃないと思うけどね。

5

「利害対立の調整」という考え方は何にウエイトを置くものか

——「批判者」の公共部門のスト観

片岡 私がいちばん気になったのは、小宮さんが社会科学の性格ということを強調されていることです。それだけに、利害調整論という立場で立論されていることは非常に問題だと思えますね。

横井 私も高梨論文と小宮論文を読んだのですけれども、二つの論文でいちばん感じたのは、その基調にあるのは「何とかしてストライキさえなくすればいいじゃないか」ということでしょう。そうなってくると、いったい利害対立の調整ということが小宮、高梨お二人の考えたようになされたとして、それがどういう意味を持ってくるのか、そこを考えなきゃいかんのではないか。場合によってはお二人の考えておられる利害対立の調整というものが、かえって利害対立を拡大再生産していくことになりはしないか。

その問題を抜きにして利害対立の調整を考えていくという発想自体、とうてい私には受け入れられない。

それともう一つ。高梨さんの場合は条件付きでスト権を認めようということなのでしょうけれど、利害対立の調整、紛争の調整がただちに争議行為の制限に結び付くと考えているのではないのでしょうか。理論的には両者は別個の問題であって、当然には結びつかない。現在、一般的にとくに三公社五現業の紛争の調整は論理必然的に争議行為の制限をもたらすものであるとの考え方が強いのではないのでしょうか。しかし、その場合でも基本的には争議権の解放、争議行為の自由を認めた上でしか、紛争の調整とか、利害対立の調整は問題とならないでしょう。

本多 私も実はそのことを感じました。これら経済学者の論文の共通性は、公共部門におけるストライキは「悪」だという発想なのです。「絶対悪」という考え方の人もあれば「必要悪」というか、ちょっとニュアンスの違う人もあるけれど、とにかく「悪」だから抑え込まなければならぬ、その抑え込む方法をどうすればいいか、という発想で終始しています。

そのところで、われわれが公共部門のストをどう見ているかと自分で振り返ってみましたらね、もちろ

ん悪だという意識はありませんし、民主主義の社会においては必然的なものだという認識ですね。「善」だとはいわないけれど、そういう認識みたいなものがありますね。労働法学者とこれらの経済学者との間には、公共部門のストに対する意識とか評価の違い、それがどうも出発点にあるのではないかという気がするのですがね。

横井 国民経済の運行さえ確保されればよろしいという発想、そのこと自体がどういふことを現在において意味するかという問いかけ、それがないということですね。

本多 氏原さんの場合は、「いかにしてストを抑えるかということが問題の出発点だ」とはつきりいつているわけです。ここには必要悪的認識があるのですよ。ストが起こる必然性があると認めるから、結局条件付き付与論みたいなことになっていくのですね。「一応認めておいて、うんと締めつけろ」という方向に行く理論です。

片岡 法律学者に対しては、経済学者からいうと、何か情念論ばかり説いてムードばかりあおっているというような認識があるのでしょうかね。

横井 しかし、いま高梨氏がいつている政策的な、たとえば当事者能力の問題にしても、むしろ社会政策学の大きな課題でしょう。自分らがやらないで、やらないことのしっぺ返しを、労働法学批判という形に仮説しているというのが実態ではないのでしょうか。

中山 本多さんは一連の批判には「公共部門のストライキは悪である」という発想があるというふうにいわれたけれど、悪であるという発想と同時に「無益である」という発想が非常に強いと思う。つまり、機能主義的に見ているから、公共部門でのストライキというのはほとんど機能しない。機能しないにもかかわらず国民生活に害悪だけ与える。だからこれは禁止すべきである、という論理ですね。

だから、公共部門におけるストライキというのはいっただいどう、いうフアンクションを果たすのか、彼らの機能論的にいって彼らが見落としていた側面に何かがあるのか、ということも論点になりますね。

6 何が分岐となるのか

片岡 経済学というのはもともと社会科学的な学問であると思うのだけれど、どうして賃上げで長期のストライキが打てない日本の組合がスト権の問題で八日間もストライキを打ち抜いたのか。これはまぎれもない現実です。どうしてそれを科学的分析にもとづいてアプローチしないのでしょうか。

沼田 経済学者、ことに戦後に大卒を出た経済学者は、思想弾圧がないから気楽にソロバンをはじくんじやないかね。その点は労働法学者のほうがまだ格調が高い。(笑)

いや冗談だよ。戦前のマルクス派経済学者はソロバンに合わないひどい眼にあったが、人間も学問も偉かったよ。

中山 その発想が、ストライキそのものを計算するときに、やはりソロバンで計算しているわけでしょう。相手側に当事者能力がなければなんぼやったって一文も出ないじゃないか、最初から出ないことがわかっているのに何でストライキをやるか、ということでしょうね。

片岡 八日間もの大きなストライキをやった、それが労働法学者がア

じったからだなんて、そんなことはとうていありえない……。

沼田 ぼくは光栄に存するんだがね。ぼくがアジッタから八日間のストライキが実現できたのだったら、こんなうれしいことはない。(笑)
ロッキード問題以上だよ、まった

く……。そういうばかげたことをよくもいうと思ってるね。やっぱりソロバンはじきかね。人間はシャブで生きていくのだから損な道ばかり通らんでもいいんだよね。

片岡 その人たちがファシズムの時代を生きたか、生きなかったか知

りませんが、やっぱりどう生きたかが問題ですね。

沼田 そうですね。だが、ずっと長期的にながめてみると、どっちがうまく生きたのかわからんよ。塞翁が馬だよ。(笑)

労働者団結と

自由の原理

今後の一課題

中山 では、最後になりますが、

さきほどの沼田先生の発言の中にありましたように、戦後の民主化の過程で、いわば唯一最大の行動部隊として存在していた労働者団結が、現在の事態になってくるとその労働者団結自身の任務が非常に多様化するし、労働者団結以外の市民的諸集団がいろんな役割を持って動き始めてくる。したがって労働組合自身が相対化していくという状況にあるわけです。

そういう状況の中で労働法学は、今日どんな問題に当面しているか、という問題に入っていきたいと思えます。

1 「からの自由」ではな

く「への自由」こそ今

日的課題

——自由の原理、の実現視角

片岡 沼田先生にちょっとお伺いしたいのですが、一口に日本では市民的自由の思想とか原理とか、そういうものの確立が十分でなかった、ということがよくいわれますが、さきほどの発言にありましたように本多さんなどはそれを非常に端的に受け止められている。本来その自由の確立を实践すべき歴史的主体であるべき労働組合の組織が企業別に閉塞されて、十分に権利意識の担い手に

なりえないような状況になっているのではないか。これを非常に危殆にされている、私も同感なのですが……。

そういう点と関連して、いったい自由を日本の現実、とりわけ労働者団結においてどう具体化していくのか。これをわれわれのイメージとしてとらえたら、まず何が問題になるだろうか、ということですが……。

沼田 いまの問題ですが、今日の傾向は三派系の運動の中にみられるものだけれど、自由を既存の諸制度、諸団体から遠心的に見出すのですね。たとえば「労働組合からの自由」、「共産党からの自由」、「社会党からの自由」というふうですね。

たしかにこれは、自由の一面面を意味することは否定できないけれども、現代のこの国家独占資本主義の局面というか、国際的に先進工業国がそうですが、こういうなかでの自由をどう形成するかという問題は、やはり社会的・歴史的主体というもののなかでの自由といえますか、その中で自由がほんとうに確保されていくことによって、真の自由が確保せられると思うのです。つまり、組織からの自由ではなくて組織への自由ですね。その意味で、私は団結と運動との主体的参加は自由にとって不可欠だと思っています。さらに体制への参加も必要だと思ふ。

ただその参加のしかたですが、資本のインシアティブの下で参加してしまったのではだめでしょう。自分たちの陣営形成という問題を抜きにしては、参加という問題は変革的契機をもたない。自己陣営の中での自由な討論なり自由な意見なりというものを媒介として参加していく、というかたちにならなければならぬ。その中でほんとうの自由がでるのではないでしょう。

今日、「人間の尊厳」という問題を掲げて、これを革新陣営は旗とせよ、と強調しているのは、結局、陣

営再形成と不可分に考えられるわけ
です。そういうところでの自由とい
うものが最高度に確保されていくと
いうことをやっていくなかで、はじ
めて人間の尊厳というものを社会的
な価値たらしめうる。

それは組合というスケールだけで
もいくまいと思っていますが、むし
ろそれを超えていくかもしれないけ
れど、とにかく「からの自由」では
なくて「への自由」というのが今日
出てくる課題ではないだろうか、と
いうふうに考えています。

2 “自由の原理”と “平等の原理”

――両者はどう関連するか・また
・人間の尊厳・論の骨頂はど
こにあるのか

本多 それに関連して素朴な質問
をさせていただきますが、民主主義
の理念は一般に自由と平等というこ
とですね。その「平等」という点に
ついての日本人の感覚は、非常に鋭
敏だと思うのです。たとえば、差別
に対しては鋭く反発する。

ところが「自由」についての反応
がどうも弱いという気がしてしやう
がない。たとえば、沼田先生や榎井

さんがストライキの自由とか、個人
としての尊厳とか自由とかをしきり
におっしゃる。私自身もそういうこ
とを書いたことがあるのですが、こ
れはイデオロギーとして主張してい
るのだと先ほどはおっしゃった。そ
れはそれでよくわかるのですが、し
かし、これは現実には労働者の意識
の中を素通りしていく危険性が相当
にあるのではないのでしょうか。

というのは、日本人の中に、個人
的な権利意識が乏しくて、集団の中
でものを考えるという発想が強く、
それが企業意識というようなかたち
をとりつつ、労働者の行動が日常生
活の利益と絡めて強く縛られる要因
になっている、ということから、類
推することなのです。

企業意識のもう一つ前に、「他人
が気になる」「みんなと一緒」とい
うような集団主義的なものの考え方
が日本人の中に根強く巣くってい
る。これは社会学などの領域でもす
でに分析されていることらしい。ま
た歴史的にも川島武宜さんなどの
『日本社会の家族的構成』という見
方と関係のあることですが、そうい
う歴史的な、したがって現実的な性
格というものをと掘り下げてと
らえていくべきではないか。西欧的

権利意識は個人主義思想からきてい
るわけですが、これを単純に受けう
りしないで、日本的なものの考え方
との対応の中で労働者の権利意識の
問題を再検討すべきではないかと思
います。

沼田 私は、ヨーロッパ諸国だっ
て、そう簡単に個人主義が浸透して
いるとばかりは思っていません。や
っぱり「マス」としての個人という
のはただに日本だけではないと思っ
ています。

たとえば二〇世紀の初頭、ドイツ
でヒトラーがああやって出てくる
でしょう。あれはもう完全にカリス
マですよ。ある意味ではヨーロッパ
人のほうがかえって日本人以上にカ
リスマに引っかけやすいところも
ある。ヒトラーのドイツじゃなく
ても、そこが庶民というもののなんだ
ろうが、「マス」の中に入っていく
とファナチックなムードにひっぱら
れやすいのじゃないですか。

だから、日本の労働者といわず人
民が体制側に「マス」としてとらえ
られてしまうのが怖いんです。日本
人は、とかく全体主義に傾きやすい
という傾向は、西欧より強いかもしれ
ませんが。しかしそうでなくても一
般的にマスとしてとらえられてしま

う。そうやっていくと政府のイデオ
ロギー操作にずっと持っていかれて
しまいます。

これに歯止めをするのに個と全と
の関係という問題がある。それはち
ょうどフランスのレジスタンスみた
いな発想ですね。あれは個に徹する
ことによって団結するよりしかたな
かったということですね。そのレジ
スタンスのような体験が日本にはな
いわけでしょう。だからそこを強調
していく一つの媒介的理念は何だろ
うかと考えて、人間の尊厳をもち出
した。第二次大戦後の世界思想であ
り、日本でもそれをうけ入れられる
社会的基盤もできそうなのでね。こ
れは単に抽象的自由ではないでしょ
う。啓蒙期にかえったわけではない
から。具体的内容は「反ファシズ
ム」ということですね。

勤労大衆を全部マスとして把握し
て全体主義的にインテグレートして
いった、これとの対決は、一ぺん個
人がそれ自体としての価値というも
のを強調することを媒介としなけれ
ばイデオロギーにならないのです。
しかしそれは、単に個人の抽象的自
由だけではやっぱりいけないのであ
って、やはり具体的自由として社会
的人間というものをとらえる必要が

あるということですが。

社会的人間というものを現実的に把握するということは、陣営形成ということだろうと思う。つまり、階級構造というものをいつも見るわけなんだけれど、大衆社会として把握されてしまつては困るから階級構造を見ていくとすると、陣営形成というかたちで、その中で民主的な主体を形成するというのをやらなければ、全体主義にいつ引っくり返るかもしれない。私は大衆社会論は危ないと思つてゐるのです。

これと対決しなければならぬ。その時のイデオロギーは何であらうか。いまのところ「人間の尊厳」ということをいつてゐるわけです。自由というものをそういうものとしてもういっぺんとえ直さなければいけないのではないのでしょうか。

本多 よくわかりました。ところで先生のごく最近の論文を拝見すると個人の尊厳と、もう一つ「平等」という原理を出しておられますね。

沼田 たしかにいま、具体的に、平等の原理というのはだいたい出てゐる。しかしこんなに出てきたのは近ごろのことです。ことに部落解放同盟の近來の運動はまさに具体的な差別解放というところから盛り上

がつてきたと思ひます。だが、日本において、「平等の原理が優越であつて自由がおくれている」というほど平等の原理が出てゐるかというと、ちよつと疑問です。

本来、平等の原理というものは、自由の原理を含まなかつたら出てこない。「人間は自由なる意思主体である」という前提があるから、近代的な平等思想が出てきたわけでしょう。平等から先に行つてゐるというよりも、自由から先に行つてゐるよ。

だから、自由が定着しないかぎり、平等の原理は運動論の中でしか出てこない。それを媒介としないので、一人ひとりの市民の平等意識がほんとうに出てゐるかどうかは、疑問だと思ひます。

本多 でも、現実には、差別に対する反発みたいなものはかなり強いでしょう。

沼田 それは、たしかに近ごろぐんと出てきてゐます。だけどまだ中から内在的に出てきてゐない。その意味で自由の提起が弱い。ということとは平等の提起も弱いということだと思ふ。だからこれを統一していきながら運動主体を形成していくとすれば、自由のファクターをも平等の

ファクターをも具体的なものとして自己の規定性としてゐる概念というのは何だろうかということに帰着する。それは、人間の尊厳であろうというわけですが。

そして、人間の尊厳という問題は大事なことに違ひないのだけれど、それは下手をすると個人の尊厳ということだけに解消されかねない。もとより、個人の尊厳には違ひないので。

だが、個人の尊厳というものを全体社会の中から切り離して考えますとね、これはもういつでも踏みつぶされてしまふのですよ。このところが肝心なのです。

もう一つ、いま生態学や人類遺伝学が脚光を浴びてゐるし、また終末論も出てきてゐるでしょう。そうすると、全人類の観点から「役に立たぬ者は殺してしまふ」になりかねない。

だから、単に全てもいけません。ここで人間の尊厳の歴史的担い手は何であるか、という問題になるわけです。それは、広い意味での労働者階級である。その陣営形成をやらなければ危ない。その端緒として中核になつてらうべき労働組合が、残念ながら保守的である。だから、

「たたかうべきだ、しっかりしろ」といつてゐるわけです。

全くもつて、組合への追隨どころではないですよ。そういう考えでゐるわけで、「人間の尊厳なんて抽象的なことをいうな」と言ひたい人はいつてもらつてよい。私には現実的な課題ですよ。何もかも抽象的になつて独占資本の要求どおりの要求を出すのが現実的であると、そうおっしゃりたい人にはもう何をかいわんやです。

中山 労働法学のこれからの課題ということ、いろんな問題を考へてゐたのですが、課題の中の課題というべき「尊厳」についての沼田先生の話をうかがつてゐるうちに時間になつてしまひました。根底をつかりふまえないで課題を論じても、腰のすわらないものになつてしまふでしょうから、いまの土台を踏みしめた課題論を、いづれ他の機会にたたかわせていただきたいと思ひております。

今日は長い時間、どうも有難うございました。